

第16回産業廃棄物と環境を考える全国大会

「産業廃棄物処理業における労働災害防止対策について」

平成29年11月17日

高知労働局労働基準部健康安全課

本日の内容

- I 高知労働局の労働行政のあらまし（抄）
- II 第12次労働災害防止計画
- III 労働災害の発生状況・労働災害防止対策等
- IV メンタルヘルス対策
- V 治療と仕事の両立支援

高知県の位置・地勢・気候等

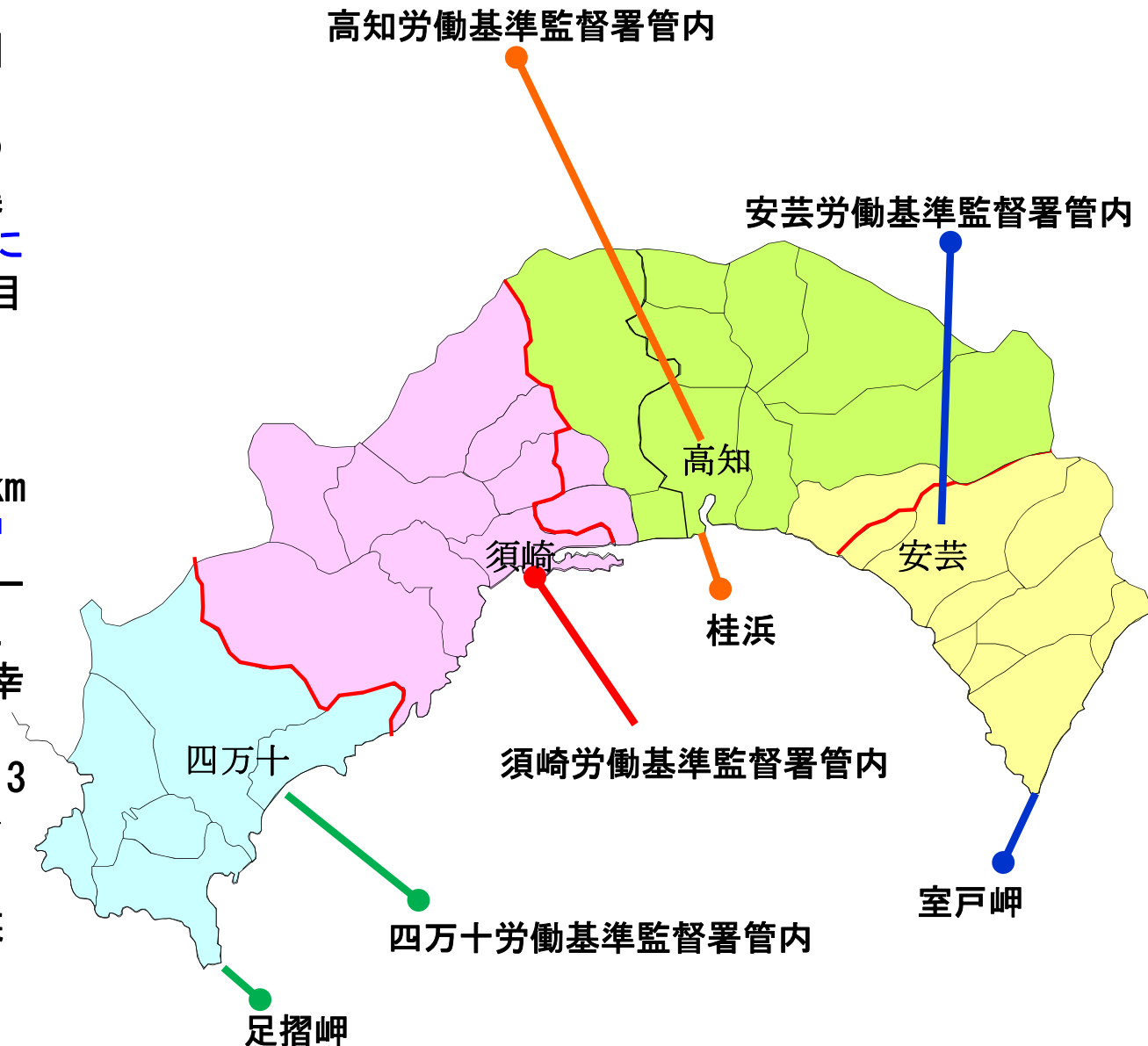
高知県は、愛媛、徳島両県に隣接し、ふところ深い山地で県境をわかち、四国の南面に位置している。

北には、四国山地を源とした数多くの河川があるが、なかでも大小の支流を集め、延長192kmに及ぶ県西部の**四万十川**には「**日本最後の清流**」として全国から注目され、**県中部の仁淀川**は平成26年度に3年連続全国1級河川の水質ランキング1位(国土交通省)となり「**仁淀川ブルー**」として知られている。海岸線は、713.2kmときわめて長く太平洋を臨み、**西の足摺岬**、**東の室戸岬**(平成23年に世界ジオパークネットワーク加盟)と**月の名所桂浜**に代表される多くの景勝地があり、「山の幸」・「海の幸」も豊富である。

面積は、7,104km²(全国18位)で、83.3%は林野地帯で林野面積比は全国一位である。

気候的には、南海型に属し温暖な気候で、高温多雨が特徴である。

人口は、約72万人。





厚生労働省

ひとくらしみらいのために



高知城歴史博物館

平成29年度高知労働局 労働行政のあらまし(抄)

高知県は、全国に先行して少子・高齢・人口減少が進行しており、これに歯止めを掛けるには定住者・定着者の増加と少子化への対策が必要であることから、高知労働局では、労働基準、職業安定、職業能力開発、雇用均等の四行政の総合力を発揮して、魅力ある職場づくりのための「働き方改革」を推進します。

働き方改革によって、すべての人が能力を発揮でき、ワーク・ライフ・バランスがとれ、出産や育児をしやすい、**安全で、安心して働くことができる、安定した職場環境を整えること**により、良質な正社員雇用を確保・創出し、県内外の求職者とのマッチングを行うこととします。

また、最近の雇用情勢の好転から、人手不足の局面になっており、人材の確保のため、職業訓練によるスキルアップを図り、人材を求める企業の期待に応えることが肝要です。

更に、非正規雇用労働者についても、その有する能力を一層有効に発揮することができる雇用環境を整備するための待遇改善の取り組みを推進する必要があります。

これらのことを念頭に置きながら、高知労働局は、「平成29年度高知労働局行政運営方針」を策定し、国の労働行政機関として、他の国の機関、高知県、市町村、関係団体とも連携、協働して、次頁以降の重点対策に取り組んでまいります。

(3) 労働者の安全と健康確保対策の推進



第12次労働災害防止計画の目標達成に向け、以下の事項について、高年齢労働者対策を念頭に置き、労働災害防止団体や業界団体等と連携・協働し、効率的かつ効果的に取り組みます。

- ◆ 重篤な労働災害を減少させるための重点業種別対策
(「はさまれ・巻き込まれ」、「墜落・転落」、「激突され」災害防止対策)
- ◆ 労働災害を減少させるための重点業種別対策
(STOP! 転倒災害プロジェクト、腰痛予防対策、交通労働災害防止対策など)
- ◆ 化学物質による健康障害防止対策
- ◆ 職場におけるメンタルヘルス対策・健康管理対策
- ◆ 過重労働による健康障害防止対策
- ◆ 治療と職業生活の両立支援対策
- ◆ 石綿健康障害予防対策
- ◆ 職業性疾病等の予防対策 (じん肺予防対策・熱中症予防対策)
- ◆ 受動喫煙防止対策
- ◆ 安全衛生優良企業公表制度の周知等



「Safe Work」とは、「労働災害を防止し『安全・安心』な職場を実現する」との意志を示すもので、国連の専門機関であるILO(国際労働機関)においても使用されているフレーズです(愛媛＝黄色、香川＝赤色、徳島＝青色)

本日の内容

I 高知労働局の労働行政のあらまし（抄）

II 第12次労働災害防止計画

III 労働災害の発生状況・労働災害防止対策等

IV メンタルヘルス対策

V 治療と仕事の両立支援

第12次労働災害防止計画（12次防）のポイント（厚生労働省）

労働災害防止計画とは

- 労働安全衛生法に基づき、労働災害を減少させるために厚生労働大臣が重点的に取り組む事項を定めた計画。
- 昭和33年以降、5年ごとに策定しており、**第12次労働災害防止計画の期間は平成25年度～29年度。**

12次防の目標

- 平成29年までに、労働災害による**死亡者数を15%以上減少**させる（平成24年比）
- 平成29年までに、労働災害による**死傷者数（休業4日以上）を15%以上減少**させる（平成24年比）

12次防の重点対策

第三次産業対策

【目標】**小売業・飲食店 死傷者数を20%以上減少させる**
社会福祉施設 死傷者数を10%以上減少させる

※介護労働者の大幅増が前提の数値目標。増減がなければ25%以上減少に相当。

- 小売業等の実態に即した安全管理体制の構築を検討する
- 大規模店舗・多店舗展開企業を重点とし、危険マップ等により危険を「見える化」し、災害の多いバックヤードを安全化する
- 介護機器の導入、腰痛健診の徹底、腰痛を起こさない介助法の指導などにより介護職員の腰痛を予防する

陸上貨物運送事業対策

【目標】**死傷者数を10%以上減少させる**

- 荷役作業の安全ガイドラインを周知・普及する
- モデル運送契約書などにより、荷役作業について運送事業者と荷主との役割分担を明確化する

建設業対策

【目標】**死亡者数を20%以上減少させる**

- 足場、はしご、屋根等からの墜落・転落防止対策を推進するとともに、ハーネス型の安全帯を普及する
- 発注者に対し、安全衛生経費を積算し、関係請負人に確実にその経費が渡るようにするよう要請する
- 老朽化したインフラや建造物などの解体・改修工事におけるアスベストばく露・飛散防止を徹底する

製造業対策

【目標】**死亡者数を5%以上減少させる**

- 機械設備の本質安全化（機械そのものを安全にすること）により、機械によるはさまれ・巻き込まれ災害を防止する

本日の内容

I 高知労働局の労働行政のあらまし（抄）

II 第12次労働災害防止計画

III 労働災害の発生状況・労働災害防止対策等

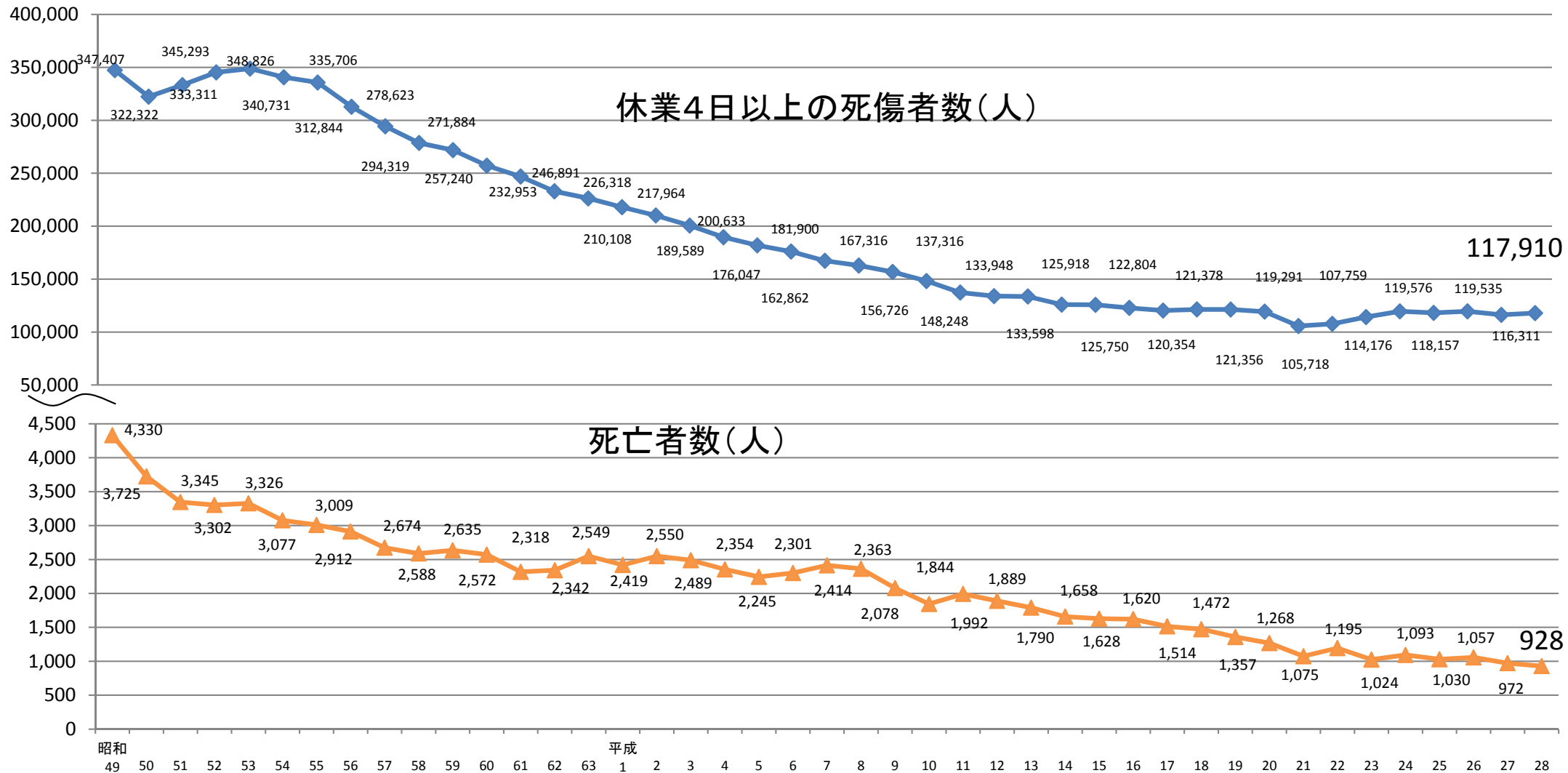
IV メンタルヘルス対策

V 治療と仕事の両立支援

労働災害発生状況の推移（全国）

- 死亡者数は、長期的には減少傾向にあり、平成27年に初めて1,000人を下回り、2年連続で過去最少となった。
- 休業4日以上の死傷者数は、長期的には減少傾向にあるが、第三次産業の一部の業種で増加傾向が見られるなど、十分な減少傾向にあるとは言えない。

死傷者数および死亡者数（人）

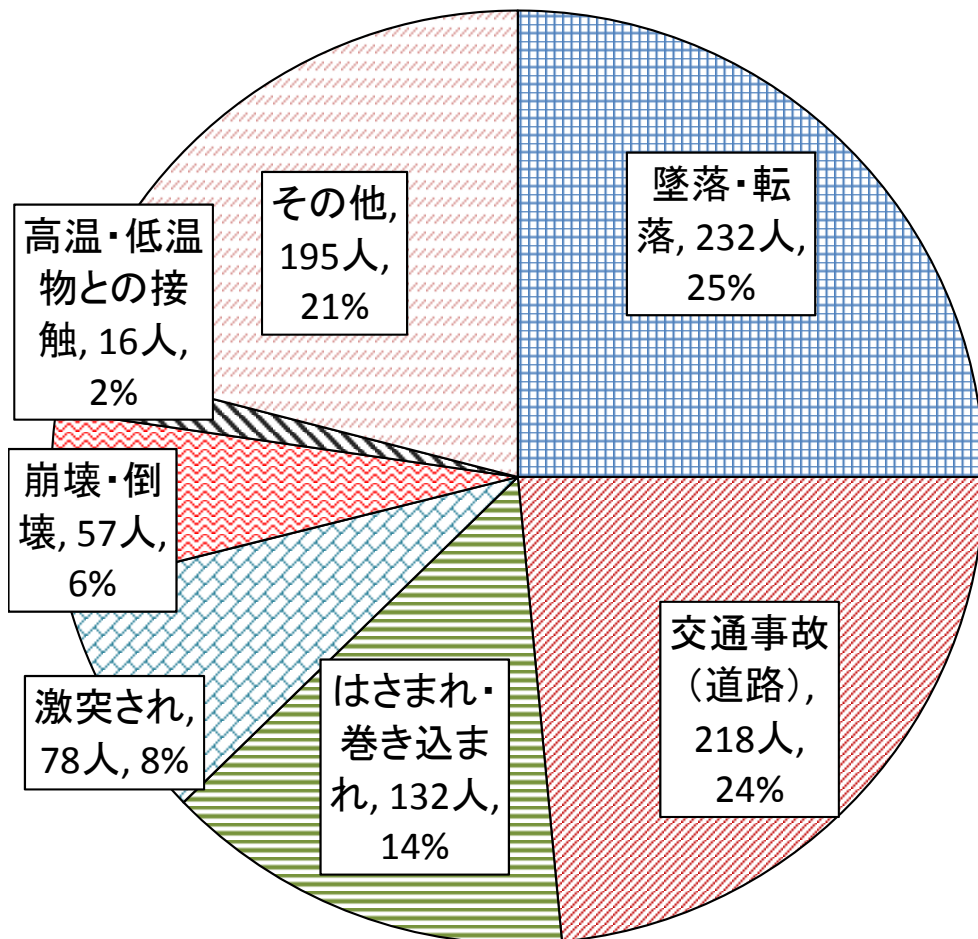


出典：平成23年までは、労災保険給付データ(労災非適用事業を含む)、労働者死傷病報告、死亡災害報告より作成
平成24年からは、労働者死傷病報告、死亡災害報告より作成

平成28年事故の型別労働災害発生状況(全国・確定値)

死亡災害

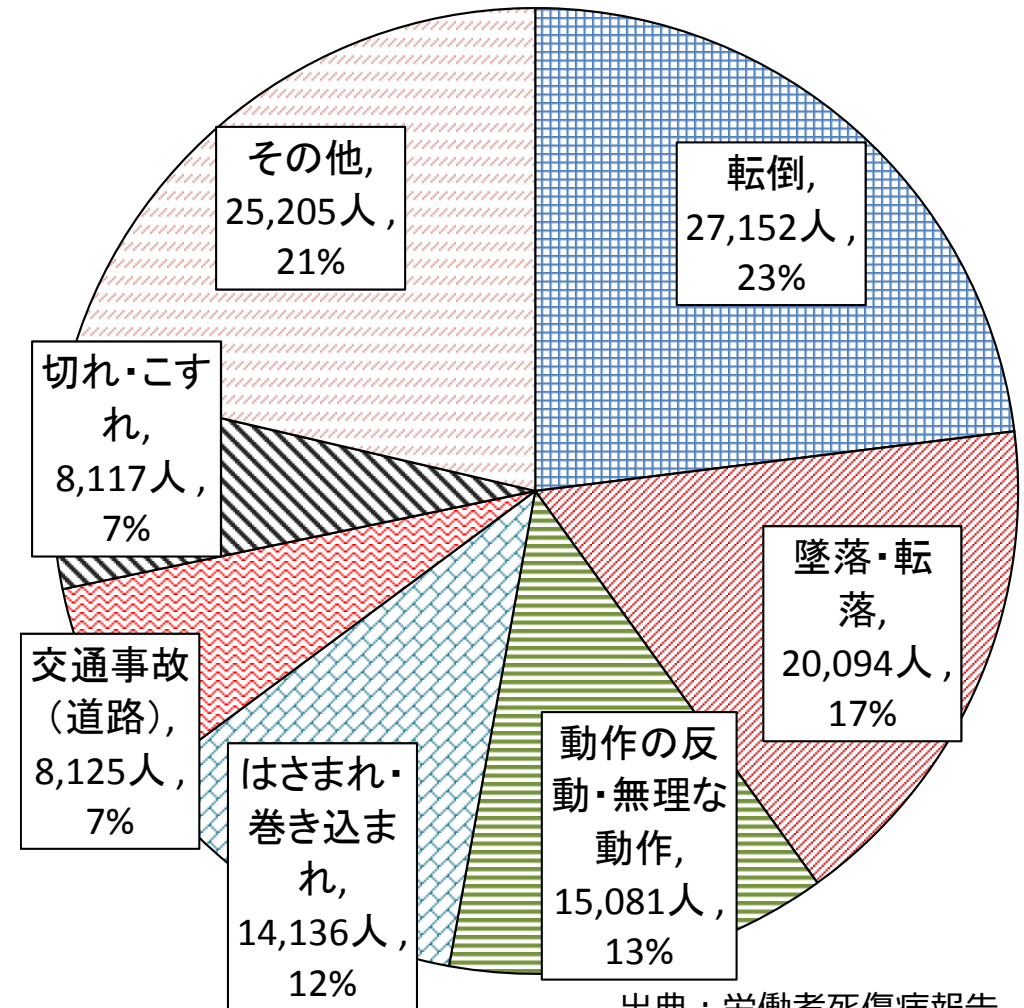
928人、前年同期比▲4.5%



出典：死亡災害報告

休業4日以上の死傷災害

117,910人、前年同期比+1.4%



出典：労働者死傷病報告

第12次労働災害防止計画に関する状況(全国・平成28年確定値の比較)

【目標】 ○ 平成29年までに、労働災害による**死亡者数を15%以上減少**させる(平成24年比)

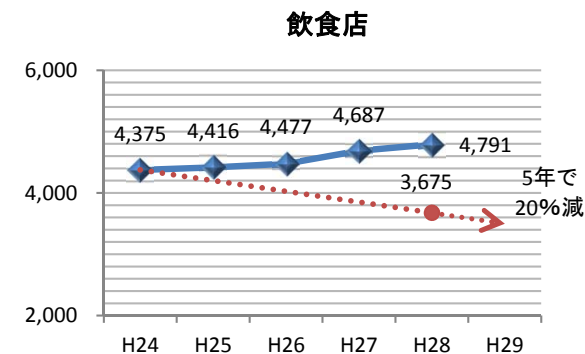
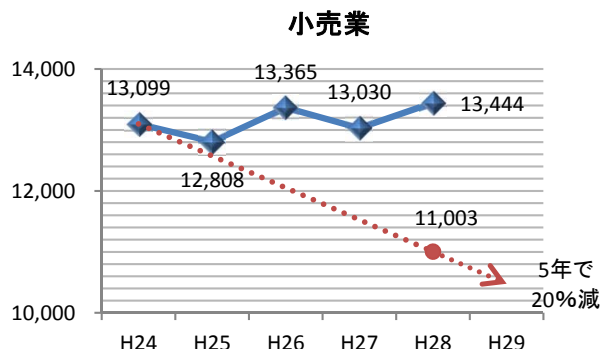
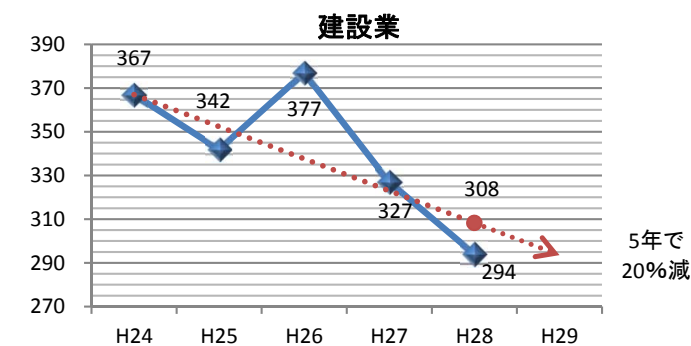
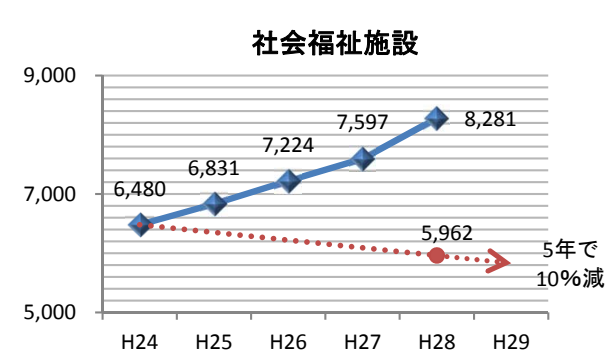
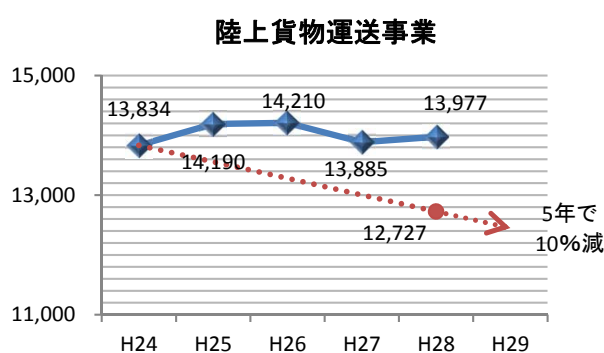
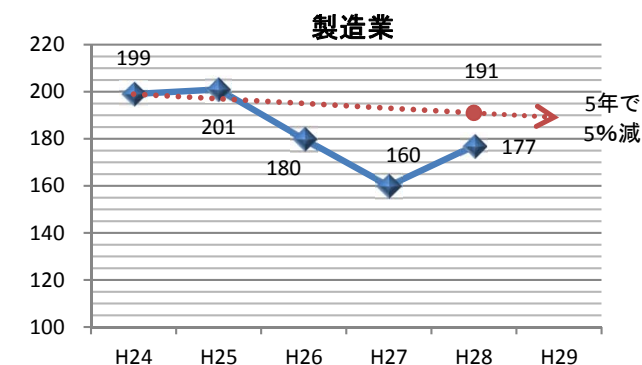
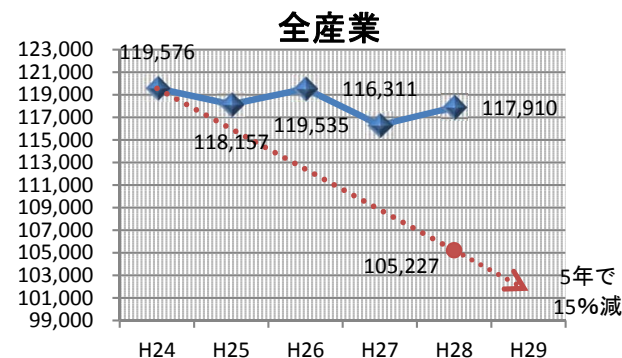
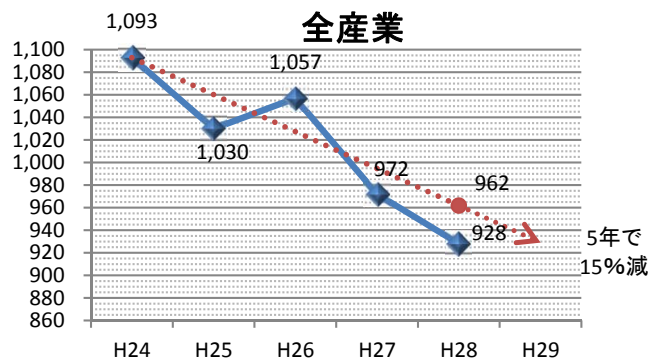
○ 平成29年までに、労働災害による**死傷者数(休業4日以上)を15%以上減少**させる(平成24年比)

死亡災害

- 平成24年よりも15.1%減少
- 製造業は同11.1%減少
- 建設業は同19.9%減少

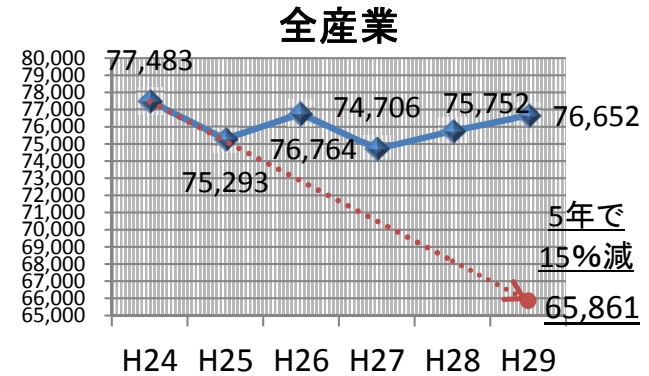
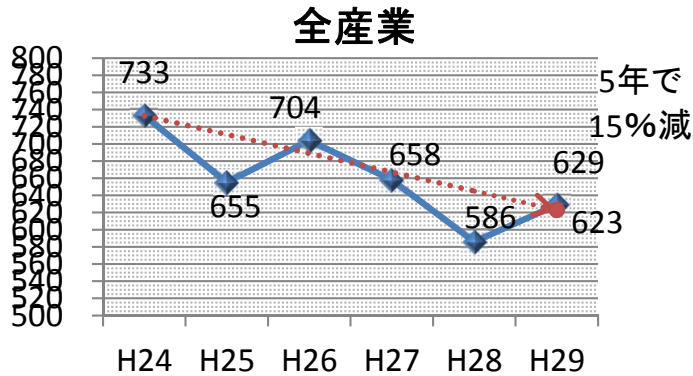
休業4日以上の死傷災害

- 平成24年よりも1.4%減少
- 陸上貨物運送事業は同1.0%増加、小売業は同2.6%増加
- 社会福祉施設は同27.8%増加、飲食店は同9.5%増加

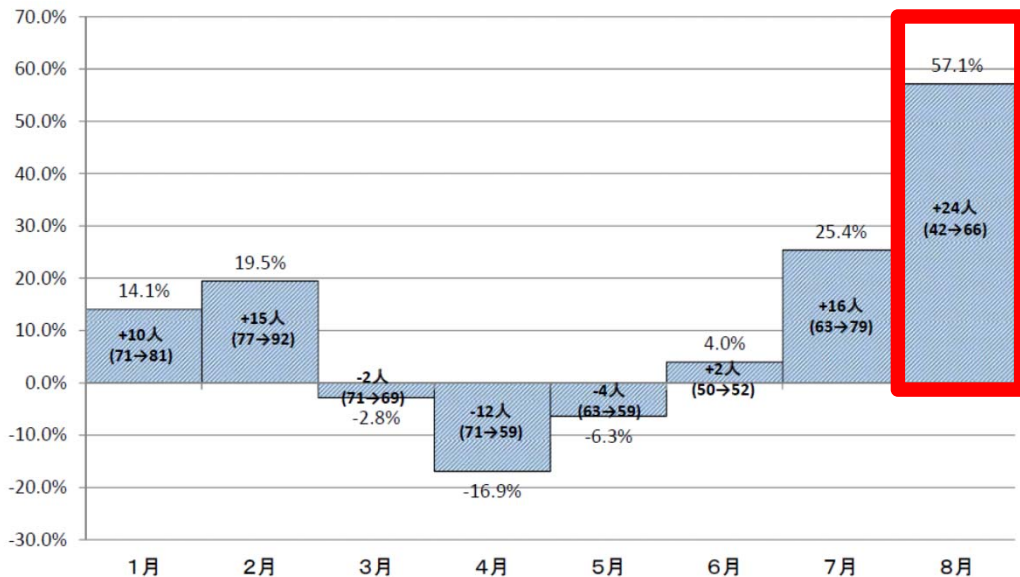


第12次労働災害防止計画に関する状況(全国・平成29年10月速報値の比較)

- 【目標】 ○ 平成29年までに、労働災害による**死亡者数を15%以上減少**させる(平成24年比)
 ○ 平成29年までに、労働災害による**死傷者数(休業4日以上)を15%以上減少**させる(平成24年比)



月別死亡災害発生状況「全国」 (平成29年1月～8月の速報値と平成28年同時期との比較)



57.1%の増加

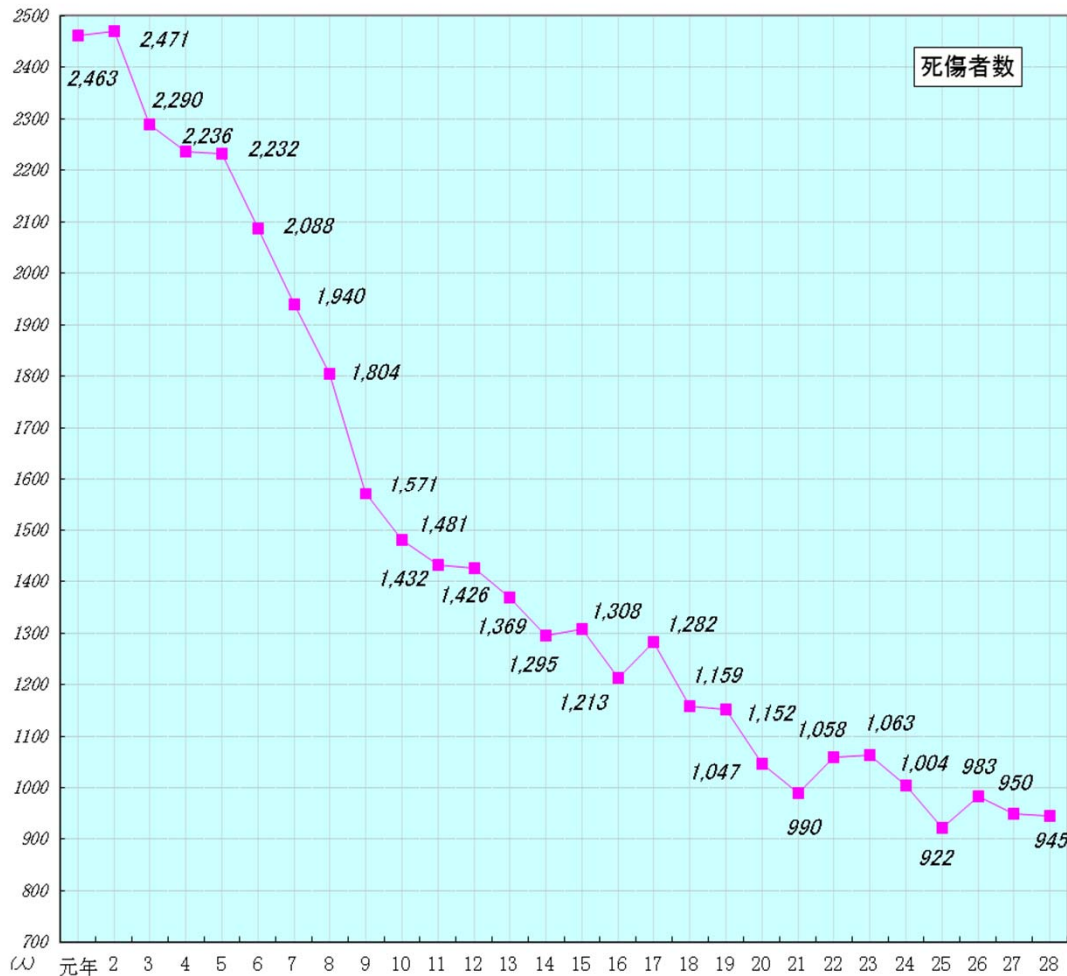
平成29年の死亡災害は前年より増加し、特に8月は急増している(平成29年1月～8月の速報値)

職場における死亡災害撲滅に向けた緊急要請

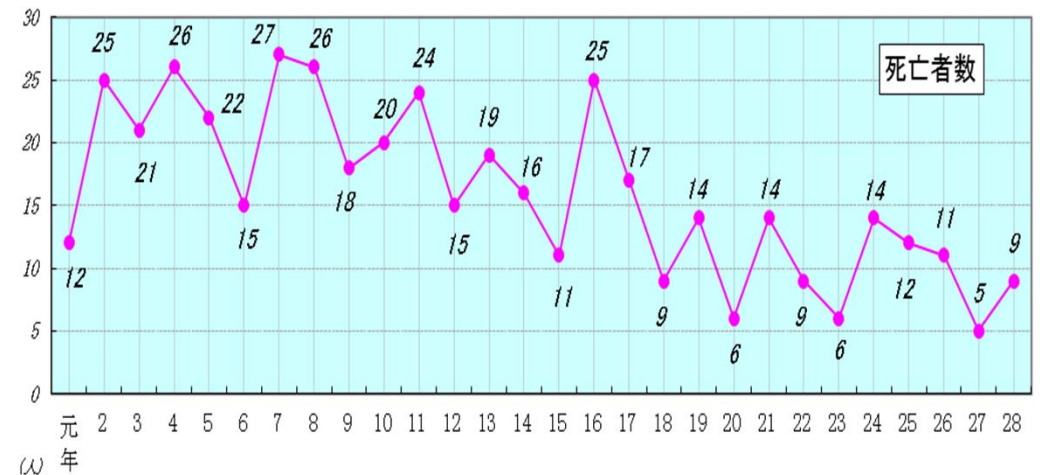
労働災害の推移(高知局)

高知労働局管内の労働災害による死傷者数(休業4日以上)は近年増減を繰り返している。死亡者数は近年減少傾向であったが、平成28年は増加している。

全産業における死傷者数の推移(高知県)



死亡災害の推移(高知県)

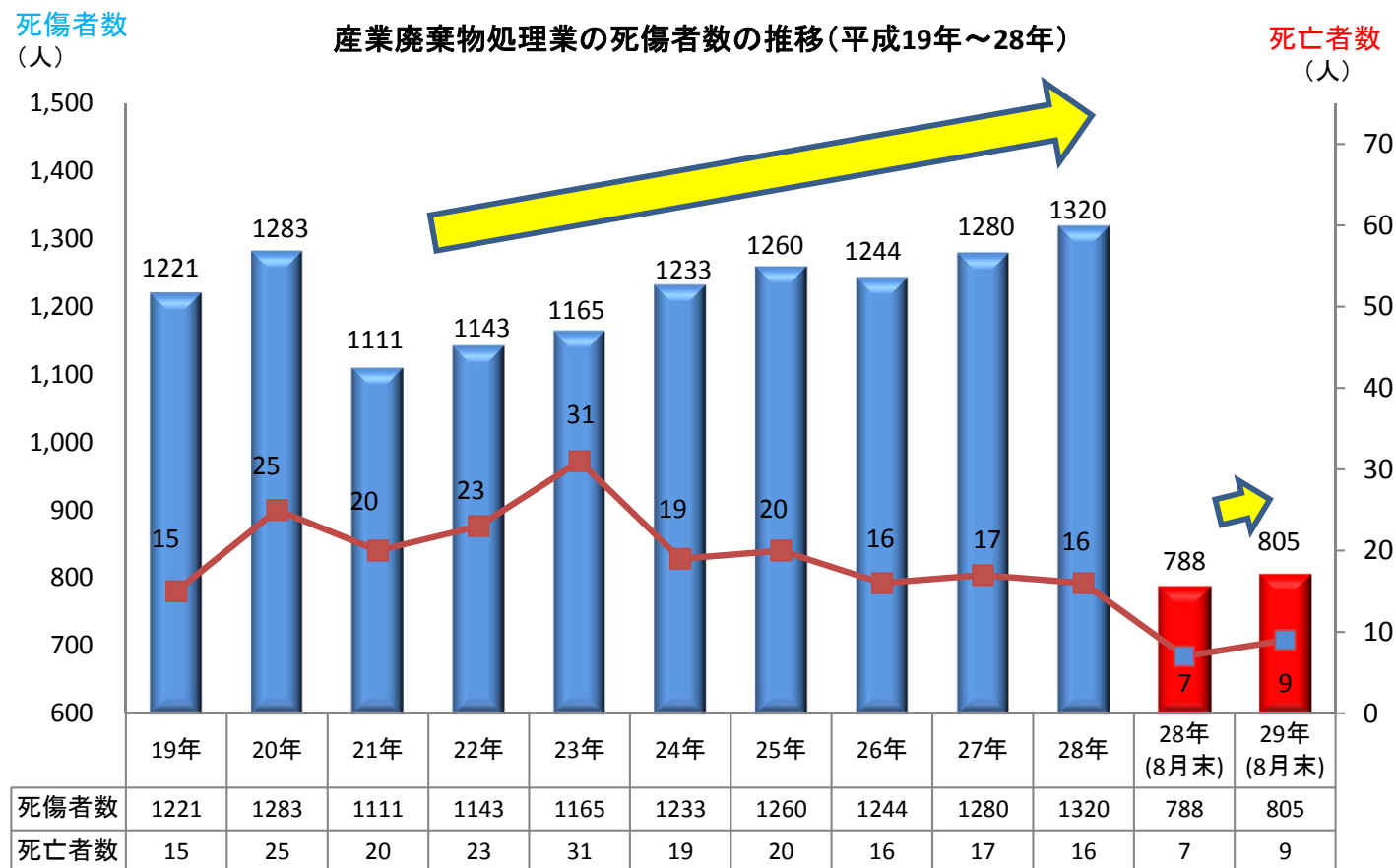


(平成16年までは労災保険データ、平成17年からは労働者死傷病報告による。)

産業廃棄物処理業における労働災害発生状況(全国)

ポイント

- 産業廃棄物処理業(全国)における労働災害(休業4日以上)の死傷者数は、平成21年以降増加傾向にあり、平成28年には過去10年間で最も多い1,320人となっている。
- 死亡者数は平成23年に31人と過去10年間で最も多かったが、その後は減少傾向となっている。



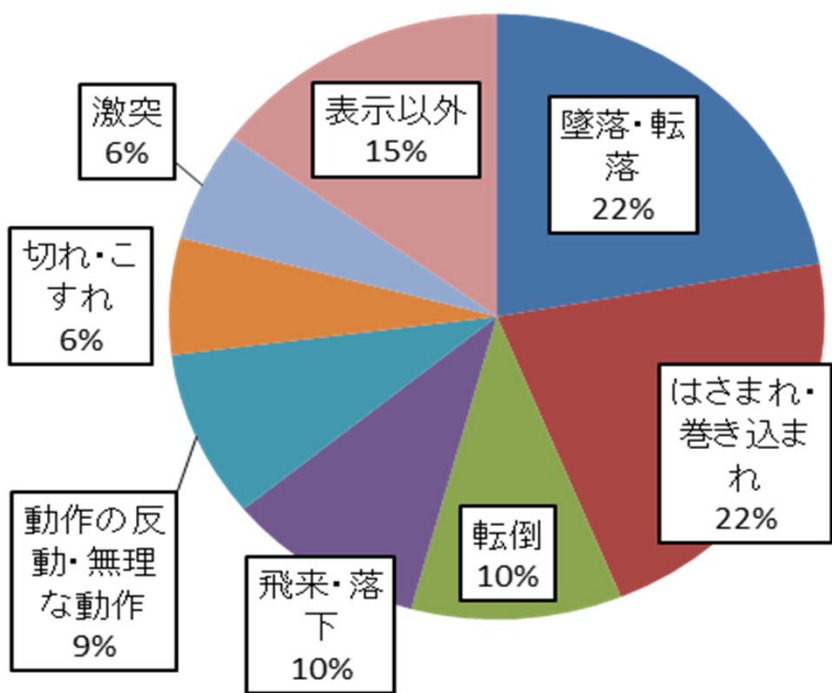
※ 死傷者数は労働者死傷病報告(休業4日以上)による数で死亡者数を含む。

産業廃棄物処理業における労働災害発生状況(全国・事故の型別)

ポイント

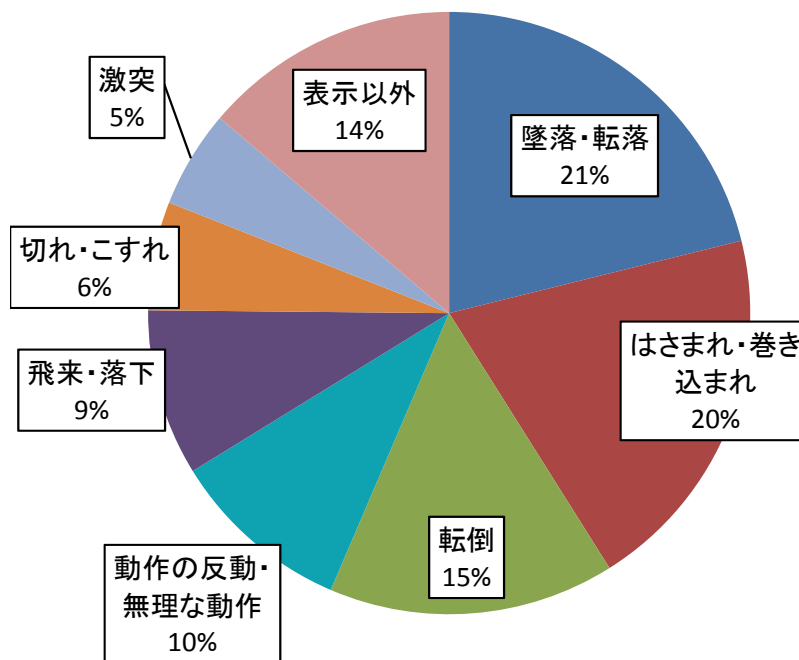
- 平成19年と平成28年との比較(事故の型別)
災害の多い順に「墜落・転落」、「はさまれ・巻き込まれ」、「転倒災害」となっており、発生順位に変化は認められないが、**転倒災害の発生率が10%から15%に増加している。**
- 平成28年は、平成19年と比較し99件増加している。

事故の型別(平成19年)



* 災害件数 = 1221件

事故の型別(平成28年)



災害件数 = 1320件

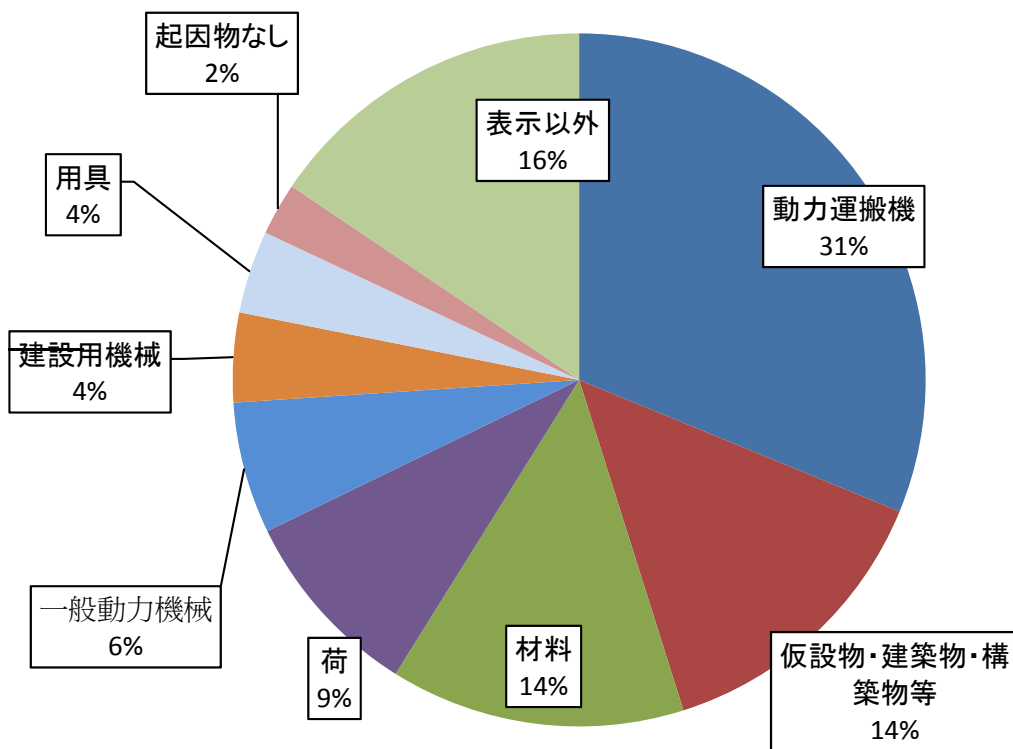
99件増加

産業廃棄物処理業における労働災害発生状況（全国・起因物別）

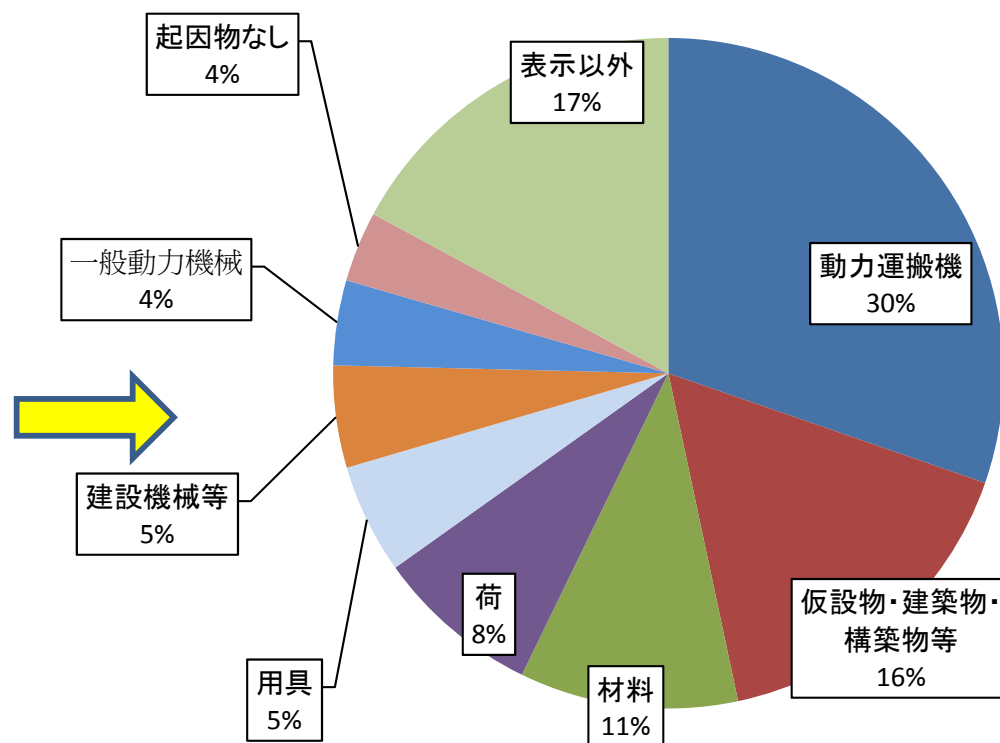
ポイント

- 平成19年と平成28年との比較（起因物別）
災害の多い順に「動力運搬機」、「仮設物・建築物・構築物等」、「材料」となっており、発生状況に大きな変化は認められない。

起因物別（平成19年）



起因物別（平成28年）



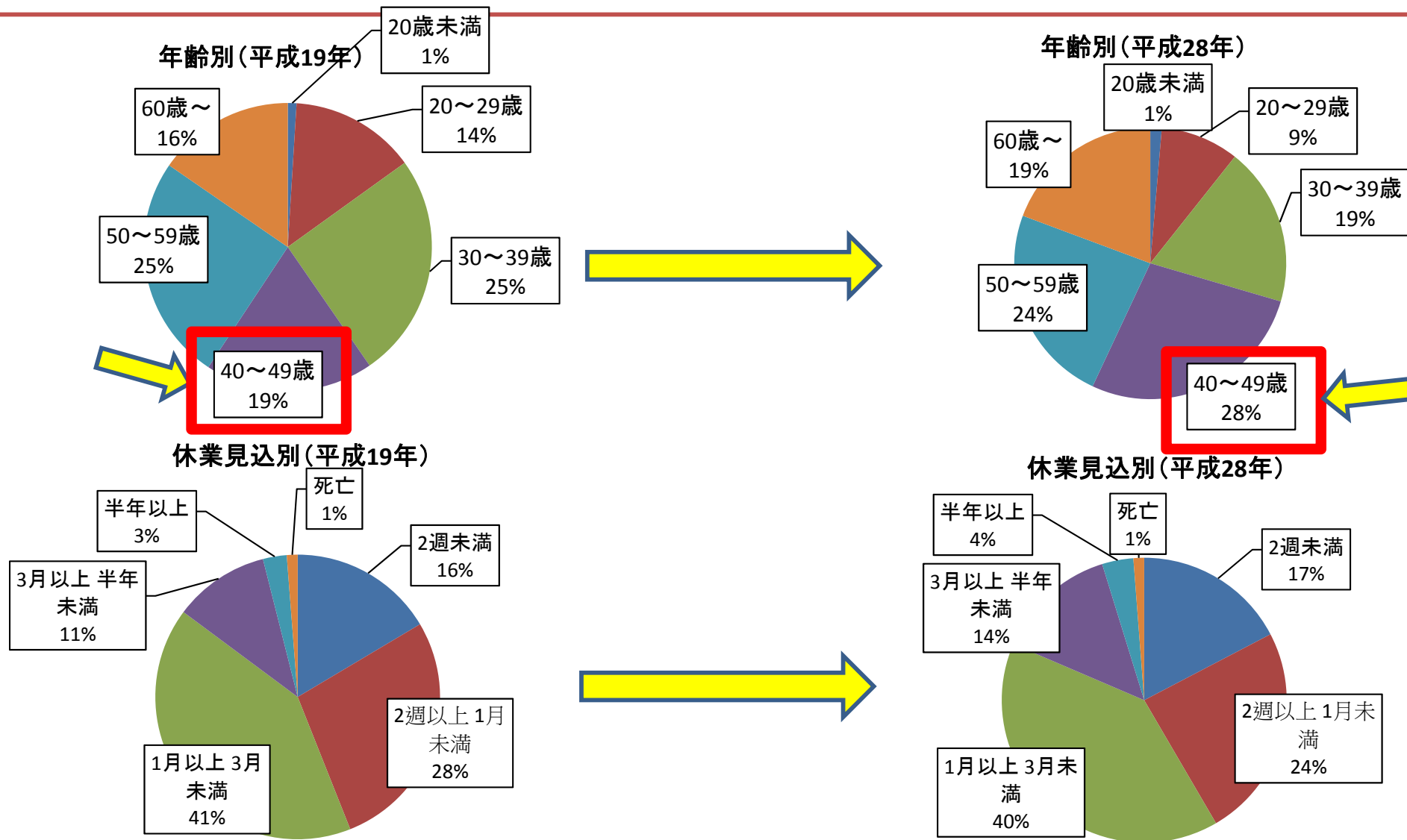
産業廃棄物処理業における労働災害発生状況(全国・年齢・休業見込別)

ポイント

- 平成19年と平成28年との比較(年齢・休業見込別)

年齢別では、平成28年の40～49歳の割合が増加し、40歳以上の割合は71%(平成19年から11%増加)。

休業見込別では、平成28年の1ヶ月以上の割合が59%で、平成19年から大きくは変化していない。



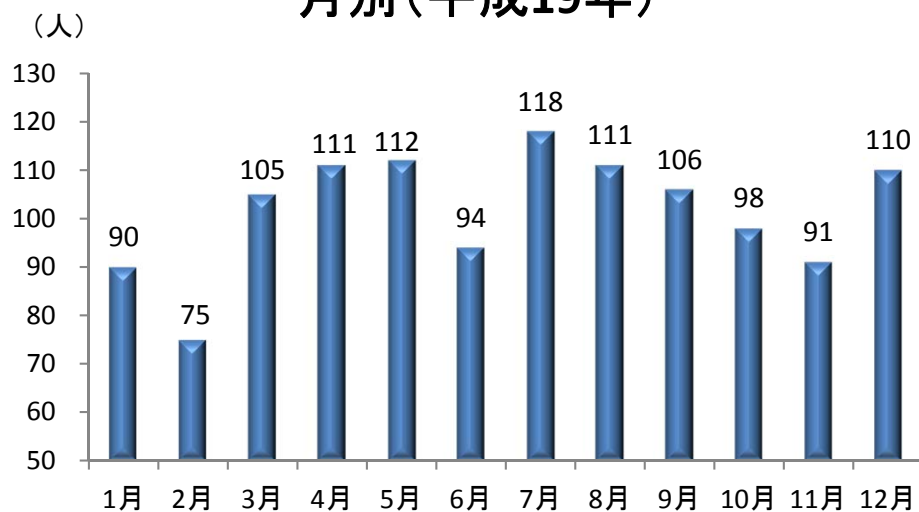
産業廃棄物処理業における労働災害発生状況(全国・月別)

ポイント

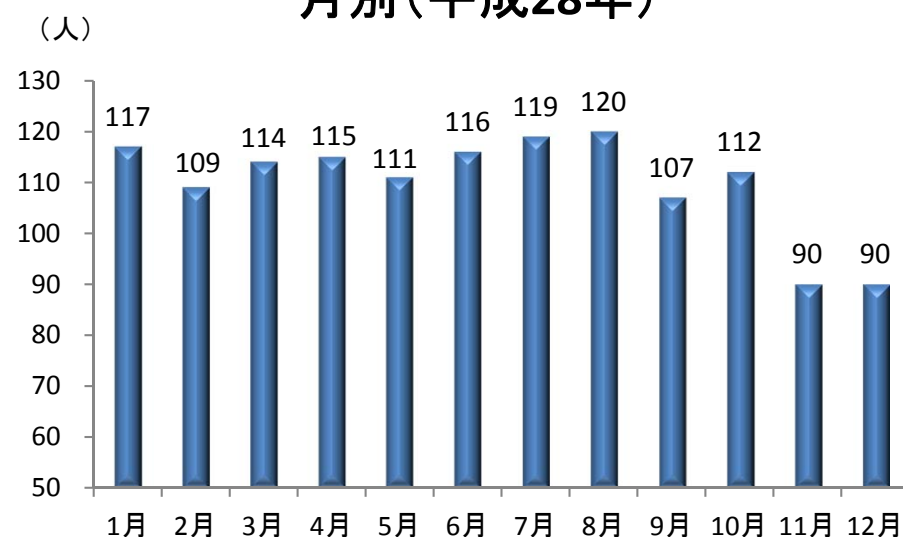
● 平成19年と平成28年との比較(月別)

平成19年は、発生件数が7月以降減少し、12月に多く発生した後2月まで減少している。平成28年は、8月から増減はあるものの12月まで減少し、その後増加している。

月別(平成19年)



月別(平成28年)



産業廃棄物処理業における労働災害発生状況（高知）

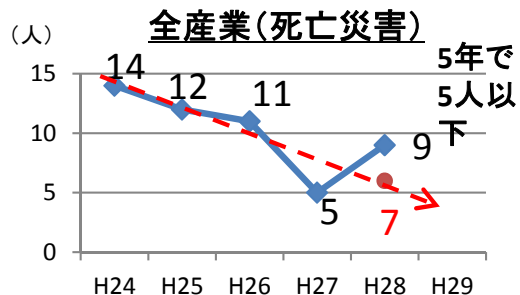
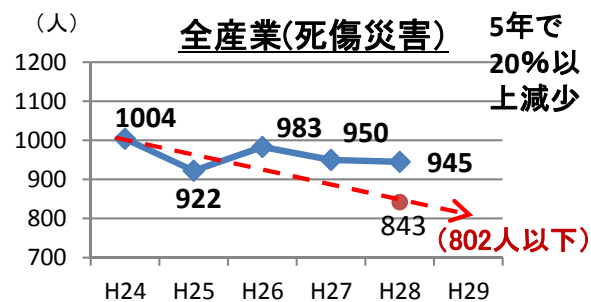
ポイント

- 産業廃棄物処理業における労働災害(休業4日以上)の死傷者数は、平成28年は2人で、前年の4人に比べ2人減となっている。しかし、平成29年は8月末時点で6人となり災害が増加している。

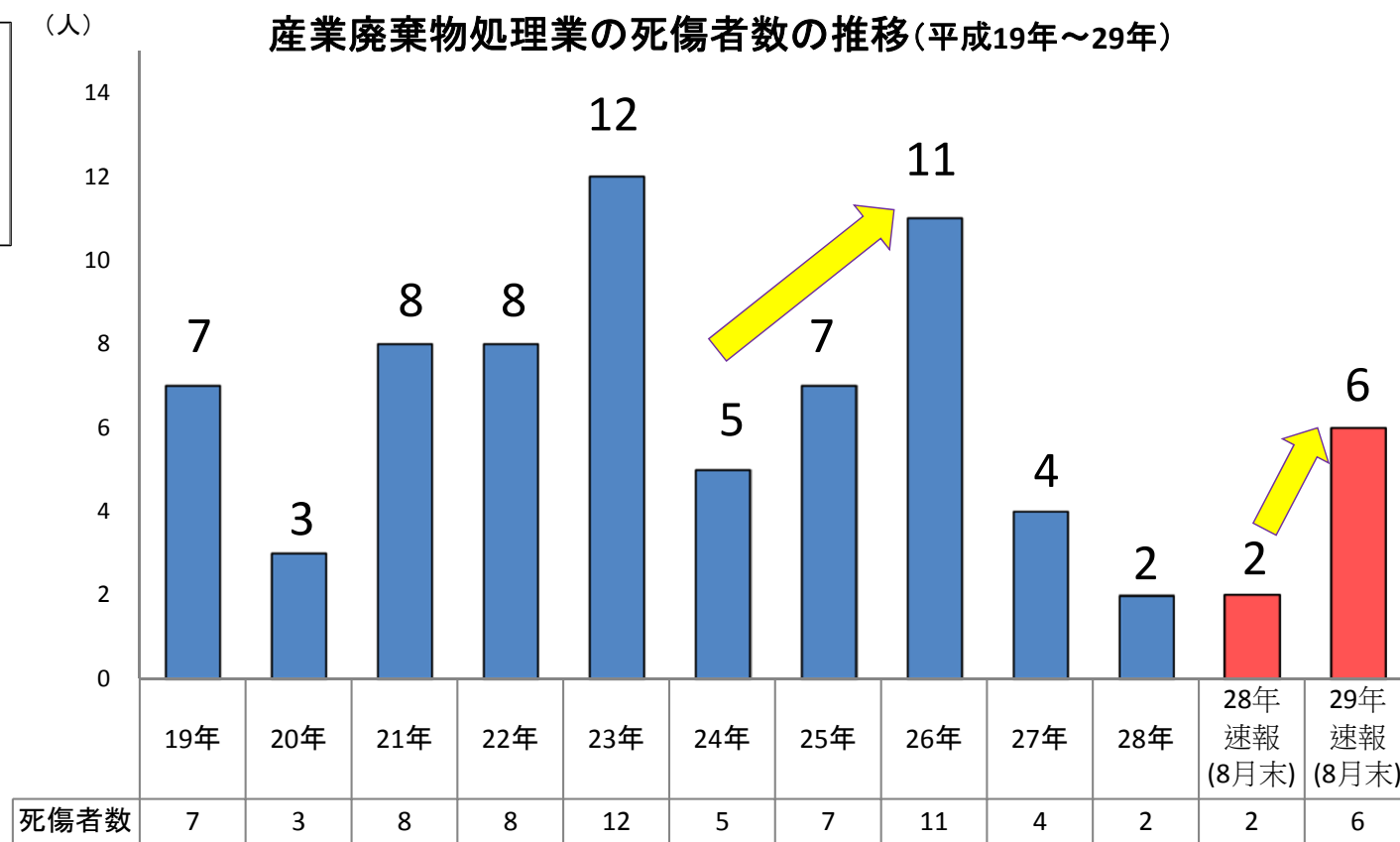
「第12次労働災害防止計画」に関する状況（高知）

【目標】

- ・平成29年までに、労働災害による**死傷者数（休業4日以上）を20%以上減少**させる（平成24年比）。年間の**死亡者数を5人以下に減少**。



産業廃棄物処理業の死傷者数の推移（平成19年～29年）



※ 死傷者数は労働者死傷病報告(休業4日以上)による数で死亡者数を含む。

災害発生の基本モデル

危険性又は有害性

(不安全状態)

- 刃物など用具
- 機械、設備、装置
- ガス、蒸気、騒音など

人

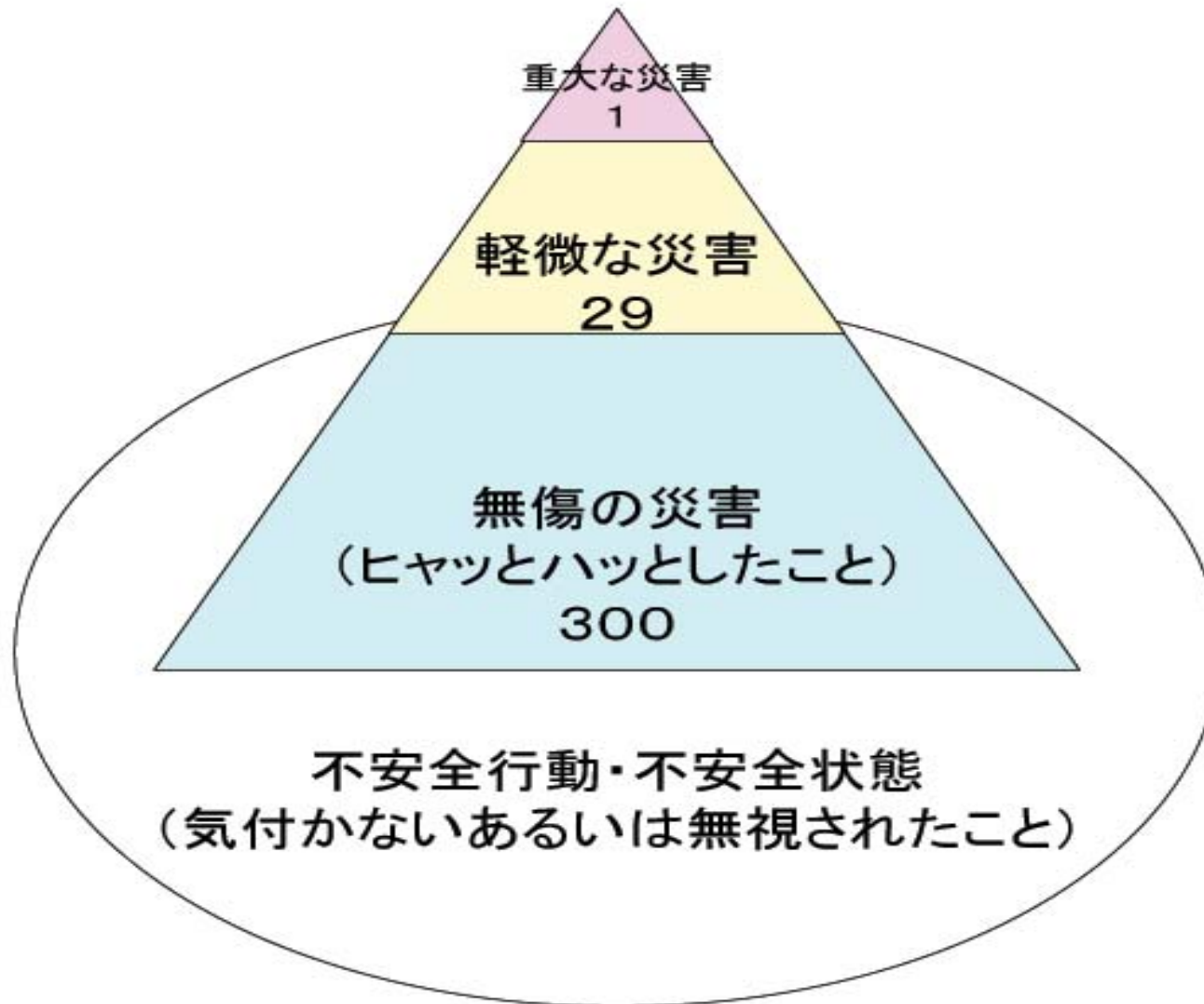
(不安全行動)

※人間は必ずミス(失敗)をするという認識も必要。

接触

労働災害

ハインリッヒの法則



ハインリッヒの法則

- **ハインリッヒの法則**



- 1 件の重大な事故や災害の裏には、**29 件**の軽微な事故や災害、さらに**300 件**のヒヤリ・ハットが存在する。



- ヒヤリ・ハットを**0 に近づける**ことが、重大な事故の防止につながる。



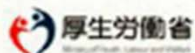
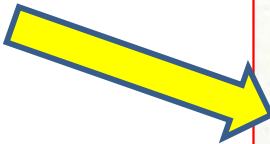
- ヒヤリ・ハット情報の収集や、これに基づく改善活動を行って災害防止を推進しましょう。



厚生労働省

職場のあんぜんサイト

ヒヤリハット事例
クリック



職場のあんぜんサイト

働く人の安全を守るために有用な情報を発信し、職場の安全活動を応援します。
働く人、家族、企業が元気になる職場を創りましょう。

- 労働災害統計
- 災害事例
- リスクアセスメント実施支援システム
- 安全衛生キーワード
- 化学物質
- 免許・技能講習

厚生労働省のロゴ及びシンボルマークを不正使用したホームページに御注意ください。

法令・通達をご覧ください。

労働災害統計

- 労働災害発生速報
- 労働災害統計
- 労働災害原因要素の分析
- 労働災害動向調査(度数率・強度率)

災害事例

- 労働災害事例
- 死亡災害データベース
- 労働災害発生原因データベース
- ヒヤリハット事例

教材・資料

交通労働災害の現状と防止対策

STOP! 転倒災害プロジェクト

働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動

安全衛生優良企業公表制度

第12次 労働災害防止計画



「見える」安全活動コンクールを開催します!

お知らせ

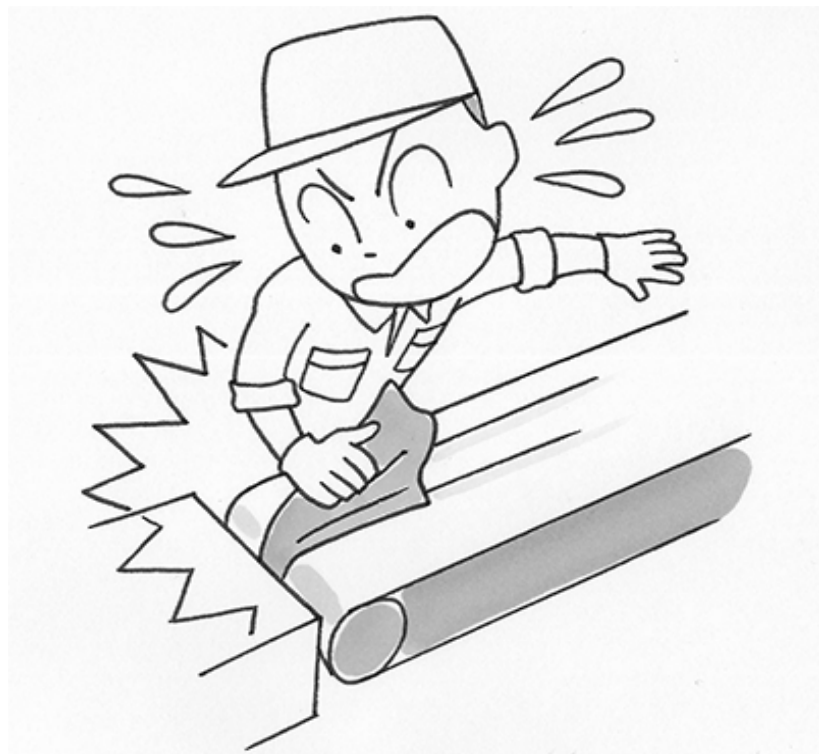
- 10月19日 労働災害発生速報を更新しました。
- 10月8日 【メンテナンスのお知らせ】
10月18日(水)19:00～24:00の間、メンテナンスのためHPへのアクセスができなくなりますので、あらかじめご了承ください。
- 8月20日 労働災害発生速報を更新しました。
- 8月14日 労働災害事例を追加しました。

化学物質

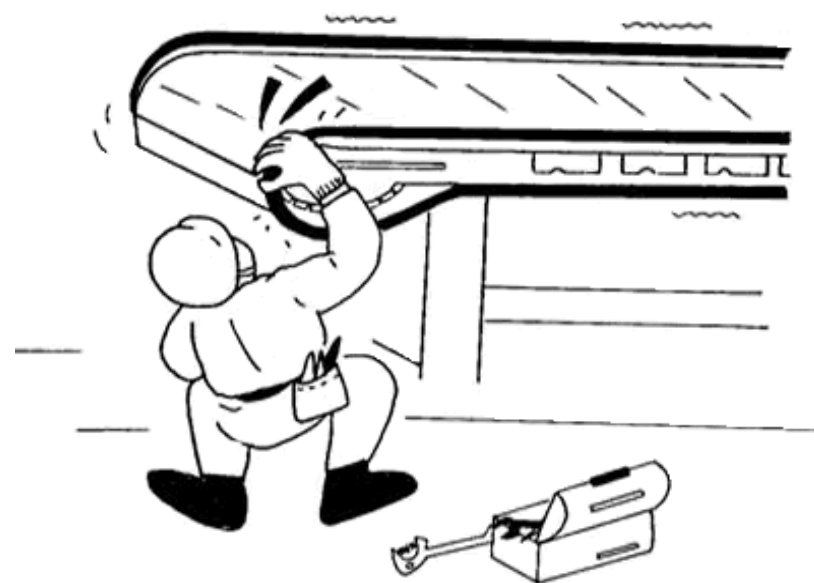
- 化学物質情報の更新情報
- 新規化学物質関連手続きの方法
- 安衛法名称公表化学物質等
- GHSモデルラベル・SDS情報
- GHSモデルラベル作成法
- GHSとは
- 強い変異原性が認められた化学物質
- がん原性に関する指针对象物質
- リスク評価実施物質
- 化学物質による災害事例
- がん原性試験実施結果
- 変異原性試験(エームス・染色体異常)結果
- 日本バイオアッセイ研究センター
- 有害性・GHS関係用語解説
- 化学物質のリスクアセスメント実施支援ツール
- アスベスト



ヒヤリハット事例(はさまれ・巻き込まれ)



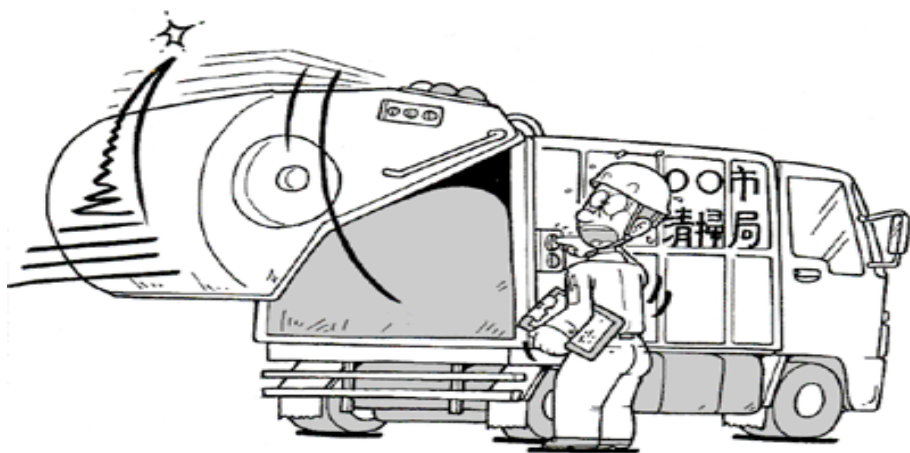
コンベアの**清掃中**、手が巻き込まれそうになった



ベルトコンベアの**修理作業中**に手のはさまれそうになった



ヒヤリハット事例(はさまれ・巻き込まれ)



ごみ収集車の車両点検中、テールゲートが急に下降した



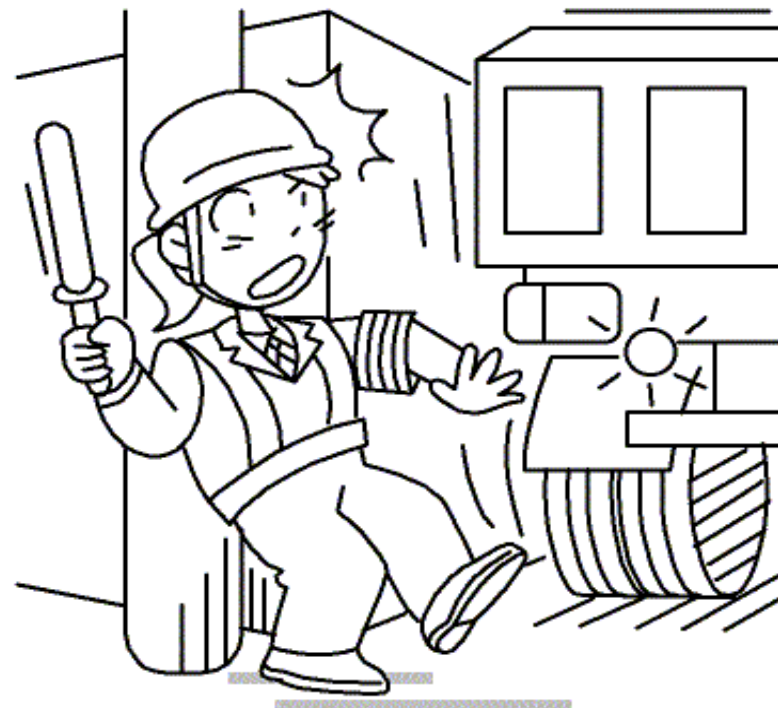
ゴミ収集車の回転板に巻き込まれそうになった



ヒヤリハット事例(はさまれ・巻き込まれ)



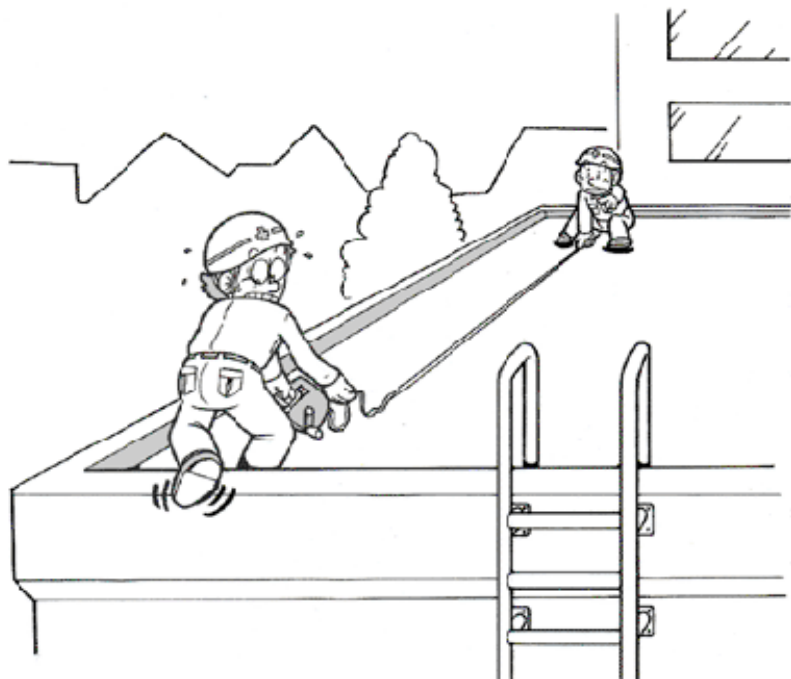
バックホーのキャタビラに足がひかれ
そうになった



トラックの誘導中に電信柱とトラックの間
にはさまれそうになった



ヒヤリハット事例(墜落・転落)



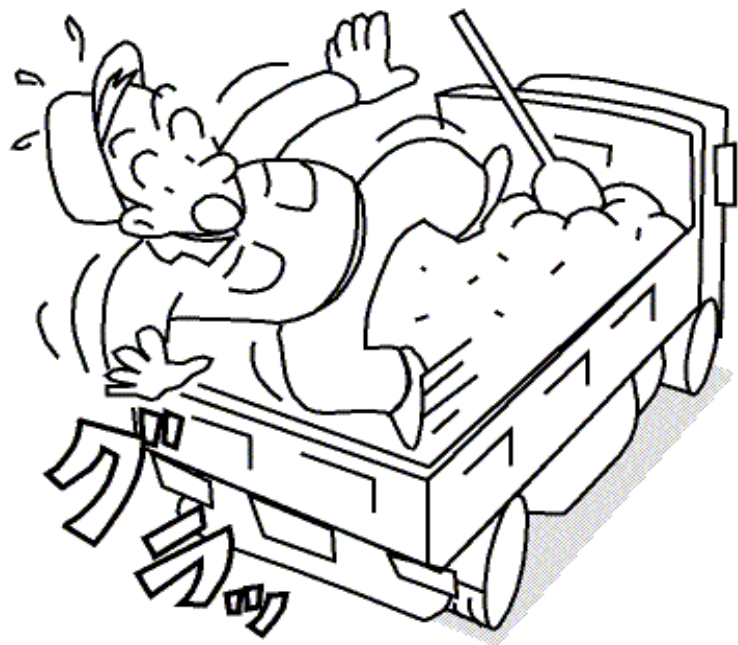
屋上の面積を計測中、パラペットを乗り越えそうになった



脚立を使用して事務所の蛍光管・安定器(グロー)取換え



ヒヤリハット事例(墜落・転落)



砂利積込み作業中、車の荷台から転落しそうになった



家屋の解体現場で屋根の張り板を踏み抜き、転落しそうになった



ヒヤリハット事例(墜落・転落)



ゴミ収集車に接触し、ピット内に落ちそうになった



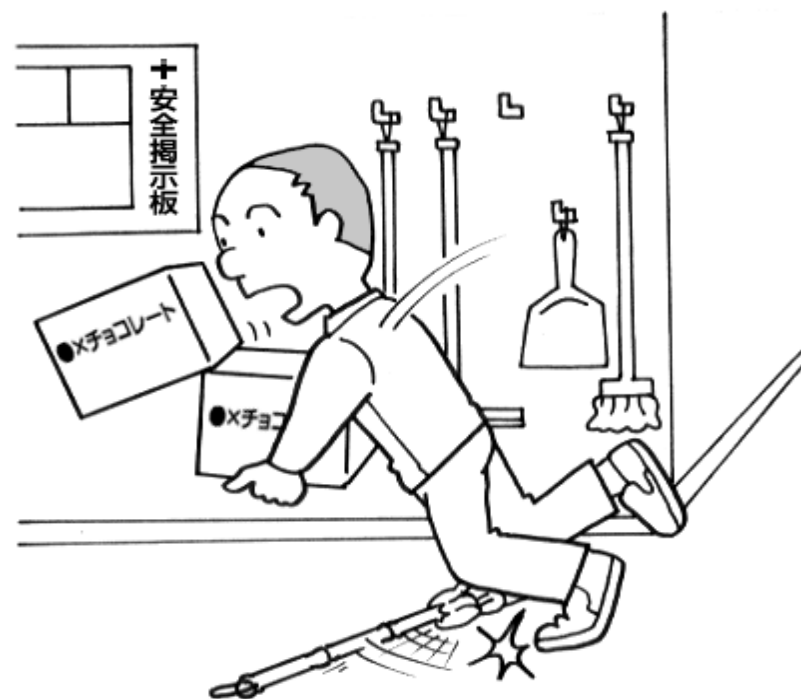
フォークリフトのパレットに荷物を積み下ろし作業中、作業場から転落しそうになった



ヒヤリハット事例(転倒)



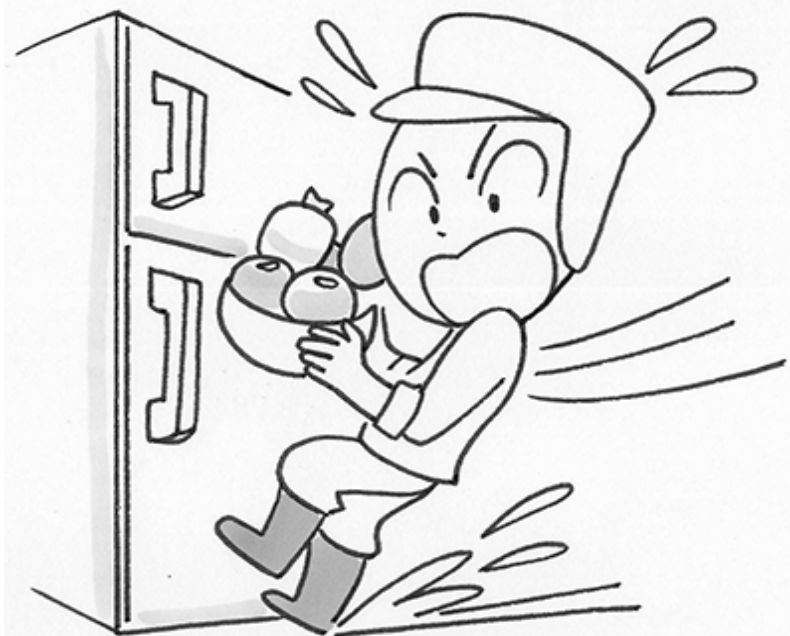
トラックの後あおりから飛び降りた際、車止めブロックにつまずき転倒しそうになった



ダンボール箱を運搬中、竹ぼうきにつまづき転倒しそうになった



ヒヤリハット事例(転倒)



厨房の床面が濡れていたため、足を滑らせ転倒しそうになった



同僚作業員と鉄板を運搬中、足がもつれ転倒しそうになった

公益社団法人 全国産業廃棄物連合会

安全で健康な職場づくりのために！



産業廃棄物業界は「労働災害防止計画」に
取り組んでいます

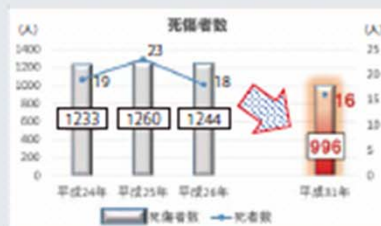
各都道府県協会と連合会が一丸となって
産業廃棄物業界の安全衛生向上をめざします。

計画の概要

●期間 平成29年度～平成31年度（3年間）

●目標

3年間で平成24年度～26年度の平均に対して、**20%減**



【平成31年】

死傷者数 **996人**
以下に！

安全衛生活動に参加しよう！

各都道府県協会では、各事業主の安全衛生活動をサポートする事業を実施しています。積極的に参加しましょう！



- リスクアセスメント導入の研修会
- 安全パトロール
- 安全大会 など



労働者にとっても、企業にとっても、求職者にとっても、
魅力のある労働環境を目指そう

公益社団法人 全国産業廃棄物連合会 安全衛生委員会

安全衛生管理体制をチェックしてみましょう！

労働安全衛生法で定められた次の事項の対応はできていますか？！
そうとは知らずに **法違反していませんか？**

- 事業規模別に次のとおり安全衛生の担当者（安全衛生スタッフ、安全衛生推進者、産業医、安全管理者（衛生管理者）、総括安全衛生管理者）を選任[※]していますか。

労働者数（人）	管理組織
1～9	事業者（安全衛生スタッフ）
10～49	事業者（選任・派遣）→ 安全衛生推進者
50～99	事業者（選任）→ 産業医 → 安全管理者 → 衛生管理者
100～	事業者（選任）→ 産業医 → 総括安全衛生管理者（派遣）→ 安全管理者 → 衛生管理者

※事業規模別に管理組織の設置が必要です。

- 常時 50 人以上の労働者を使用する事業場においては、安全衛生委員会、安全協議会等の会議を設け活動を展開していますか。
- 安全衛生法施行令第6条に定める作業（溶接、プレス機械、ボイラー、はい付け・はいくずし等）には作業主任者を選任していますか。
- 法的資格が必要な作業には、有資格者（車両系建設機械、玉掛け、高所作業車、クレーン、溶接、フォークリフト等）を配置していますか。
- 入社時や配置転換時に、安全衛生教育を実施していますか。
- 危険又は有害な業務に労働者をつかせるときは、安全又は衛生のための特別教育を実施し、記録を3年間保存していますか。
- 雇入れ時、及びその後定期的（年1回）に健康診断を行っていますか。

これらのポイントを解説する「産業廃棄物処理業におけるモデル安全衛生規程及び解説」をインターネットで公開しています。ぜひご利用ください。

連合会の安全衛生のページは インターネットで

[全産廃連 安全衛生](#)

[検索](#)

お問い合わせは

公益社団法人 全国産業廃棄物連合会

〒106-0032 東京都港区六本木3-1-17 第2ABビル4F Tel: 03-3224-0811(代) FAX: 03-3224-0820
URL: <http://www.zenshopen.or.jp/>

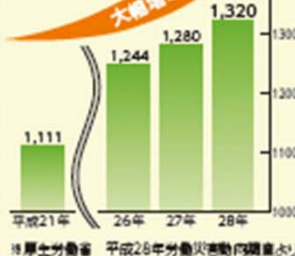
公益社団法人 全国産業廃棄物連合会

見直そう♪ 安全衛生活動



従業員を守ろう

産業廃棄物処理業では、1年間に1,320人が労働災害の被害者です。



企業を守ろう

労働者に対する安全配慮を怠ると、**安全配慮義務違反!** 違反の程度によっては、**処罰業許可取り消し!**

- 労働災害の発生
- 行政上の責任
- 民事上の責任
- 刑事責任
- 補償責任
- 社会的な責任

安全衛生活動に取り組みましょう

労働災害を未然に防止するためには、安全衛生活動に取り組まなければなりません。まずは、5S活動や指差呼称、保護具の適切な着用

5S活動

- 整理
- 整頓
- 清潔
- 清掃
- しつけ

指差呼称

保護具の適切な着用

さらに、安心して働く職場づくりのために、支援システム等を活用して、安全衛生活動を強化しましょう。安全衛生に関するチェックリストや支援システムを連合会のホームページで公開しておりますので、利用してください。

インターネットで

安全衛生規程を作成しよう

安全衛生規程は、事業者から労働者への安全の配慮と、安全衛生活動に対する姿勢を示すものです。

「連合会のツールを使ってみましょう」

連合会ホームページの「安全衛生規程作成支援ツール」では、従業員数や処理内容を選択していただくと、各社の事業内容に沿った安全衛生規程を作成することができます。

安全衛生規程作成支援ツール

- 会社名を入力
- 従業員数を選択
 1~9人 10~49人 50~99人 100人以上
- 処理内容を選択
 収集運搬 中間処理 最終処分
 燃焼作業 活性汚泥 圧縮プレス 中和 焼却
 脱水 洗浄 乾燥 混合 油水分離
 選別 感染性 磁粉化 陶石焼
- 表示オプションを選択
 関連法令
 「産業廃棄物処理業におけるモデル安全衛生規程及び解説」該当ページ
- 作成【※テキストファイルで出力されます。】

安全衛生状況をチェックしよう

安全衛生規程に基づいた活動が出来ているか確認し、不十分な点は改善が必要です。

「連合会のツールを使ってみましょう」

「安全衛生チェックリスト」は、連合会ホームページからダウンロードできます。

安全衛生チェックリストのチェック内容(大項目)

- 事務所での確認 (衛生確認) (37項目)
- 安全手帳 (特に注意を要する次の内容を手帳上に定めています) (27項目)
- 安全衛生訓練の実施 (4項目)
- 工場での確認 (設備の安全対策) (18項目)
- 工場での確認 (工場の安全管理状況) (39項目)

～従業員が朝来た時と同じ状態で帰れる職場作りを～

まずは安全衛生管理体制の整備から

労働災害を防止し、安全衛生活動に取り組むためには、従業員全員が協力して安全衛生を推進することのできる職場を築かなければなりません。労働安全衛生法では事業場の規模に応じて、管理者、産業医等の選任、組織の設置が義務づけられています。事業場に必要となる安全衛生管理体制について、連合会ホームページで公開している「モデル安全衛生規程及び解説」を確認してみましょう。

必要な管理者・組織を選任・設置しましょう



例 50名以上100名未満の事業場の場合※

※50名未満の場合はより簡易な安全衛生管理体制で構いませんが、100名以上の場合はより充実した安全衛生管理体制を構築する必要があります。

事業者の実施事項

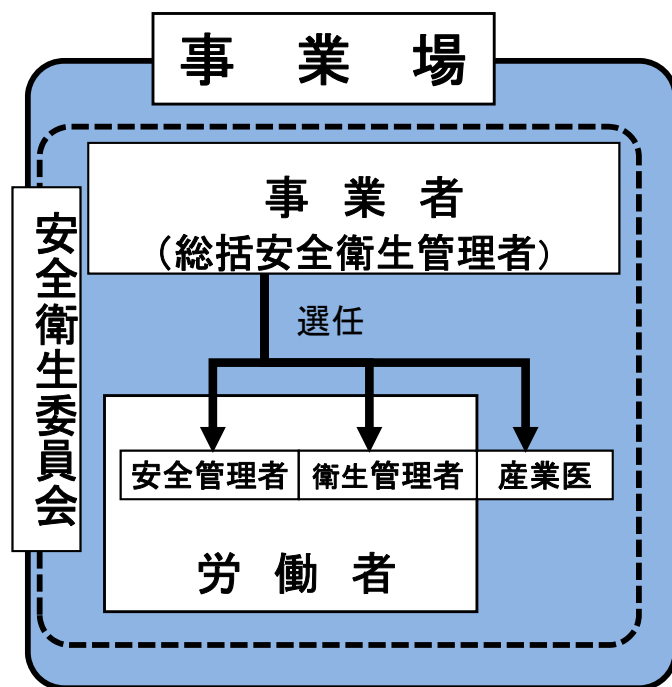
- 安全衛生方針の表明
- 安全衛生計画の作成
- 安全衛生教育

安全衛生施策体系の概要

事業者は、職場における労働者の安全と健康を確保しなければならない。

事業者は、①安全衛生管理体制の確立、②具体的措置を実施する義務を負う。

安全衛生管理体制の確立



一般的な安全衛生管理体制
(50人以上の製造業の場合)

具体的措置

危険防止措置

機械設備等の安全化

- ・点検の実施
- ・危険個所への覆いの設置

作業の安全化

- ・安全衛生教育の実施
- ・有資格者の配置

自主的な 安全衛生活動

- ・リスクアセスメントの実施

健康保持増進 措置

- ・健康教育、健康相談
- ・体育活動
- ・メンタルヘルス対策

快適職場 形成促進

- ・職場における受動喫煙の防止対策

健康障害 防止措置

- ・作業環境管理
(密閉設備、局所排気装置等の設置、作業環境測定等)

- ・作業管理
(保護具の使用等)

- ・健康管理
(健康診断、ストレスチェックの実施等)

安全衛生活動に取り組みましょう

- ① 4 S 活動（5 S）
- ② K Y 活動（指差呼称）
- ③ 安全教育・研修
- ④ 安全意識の啓発
- ⑤ 危険の「見える化」

① 4S活動＝災害の原因を取り除くこと

- ◆ **4Sとは「整理」、「整頓」、「清掃」、「清潔」**のことで、これらを日常的な活動として行うのが4 S活動です。
- ◆ 4 S活動は、労働災害の防止だけではなく、**作業のしやすさ、作業の効率化**も期待できます。
- ◆ 荷物やゴミなど、物が散らかっている職場や、水や油で床が滑りやすい職場は、災害の危険が高くなります。



② KY活動＝潜んでいる危険を見つける

◆ **KY**とは「**危険（K）**・**予知（Y）**」のことです。

KY活動は、業務を開始する前に職場で「その作業では、どんな危険が潜んでいるか」を話し合い、「これは危ない」というポイントは対策を決め、作業のときは、一人ひとりが「**指差し呼称**」をして行動確認します。

◆ 「うっかり」、「勘違い」、「思い込み」などは安全ではない行動を招き、災害の原因となります。



② 指差呼称で安全確認を！

指差呼称で
ヒューマンエラーを
“6分の1” 減少

災害減少

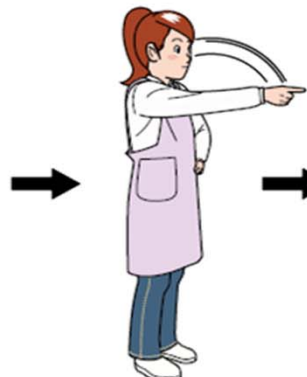
指差呼称とは、行動の要所要所（危険のポイント、誤操作のポイント）で確認すべきことを「〇〇ヨシ！」と、対象を見つめ、しっかり指差して、はっきりした声で呼称して確認する動作です。この動作でエラー（誤操作等）の発生割合がおよそ6分の1に減少するという研究結果があります。

- ・「〇〇」と唱えながら
- ・右腕を伸ばし
- ・人差し指で対象を指差し
- ・対象をしっかり見る

- ・右手を耳元まで振り上げながら
- ・本当に良いかを考え確かめる…「間」



対象を見る



指を差す



耳元へ



振り下ろす

- ・確認できたら
- ・「ヨシ！」と唱えながら
- ・確認対象に向かって振り下ろす

ポイント

声を出せないところでは、指を差して確認するだけでもエラーは3分の1に減少します。

③ 安全教育・研修＝正しい作業方法を学ぶ

- ◆ 「脚立の正しい使い方」、「腰痛を防ぐ方法」、「器具の正しい操作方法」などを知っていれば、労働災害を防ぐことができます。
- ◆ 教育・研修では、「どんな災害が起こっているか」、「どうしたら災害は防げるか」、「**正しい作業手順（マニュアル）**」はどのような内容かなどを従業員に伝え、教えます。
- ◆ 朝礼など皆が集まる機会を捉えて教育・研修を行う方法もあります。

特に、はじめて職場に就いた従業員には雇い入れ時に安全教育を行う必要があります。

④ 安全意識の啓発＝全員参加

- ◆安全活動は、経営者や責任者の責務であるとともに、**正社員、パート、アルバイト、派遣にかかわらず、従業員も全員参加**することが重要です。
- ◆従業員一人ひとりの安全意識を高めるために、朝礼などの場を活用した**トップの「安全で安心な職場づくり」**の表明や、チラシなどによる周知などが効果的です。

⑤ 危険の「見える化」＝危険を周知する

- ◆危険の「見える化」は、職場の危険を可視化（＝見える化）し、従業員全員で共有することです。

KY活動で見つけた危険のポイントに、ステッカーなどを貼りつけることで、注意を喚起します。

- ◆墜落や衝突などのおそれのある箇所が分かっているならば、慎重に行動することができます。





厚生労働省

職場のあんぜんサイト

『見える』安全活動
コンクール **クリック**
(優良事例)

職場のあんぜんサイト 1/1 ページ

厚生労働省

職場のあんぜんサイト

働く人の安全を守るために有用な情報を発信し、職場の安全活動を応援します。
働く人、家族、企業が元気になる職場を創りましょう。

労働災害統計 | 災害事例 | リスクアセスメント 実施支援システム | 安全衛生キーワード | 化学物質 | 危険・技能講習

厚生労働省のロゴ及びシンボルマークを不正使用したホームページに御注意ください。

法令・通知をご覧いただけます。

労働災害統計

- 労働災害発生速報
- 労働災害統計
- 労働災害原因要素の分析
- 労働災害動向調査 (運動年 調査年)

災害事例

- 労働災害(死傷)データベース
- ヒヤリ/ハット事例 ← **クリック**
- 機械災害データベース

教材・資料

交通労働災害の現状と防止対策

STOP! 転倒災害プロジェクト

働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動

安全衛生優良企業公表制度

第12次 労働災害防止計画

あんぜんプロジェクト

『見える』安全活動コンクール 結果発表!
速報結果が発表されました。優良な活動事例をご覧ください。

お知らせ

- 5月8日 【メンテナンスのお知らせ】
5月17日(水)19:30~24:00の間、メンテナンスのためHPへのアクセスができなくなりますので、あらかじめご了承ください。
- 4月17日 安全衛生優良企業公表化学物質(平成29年3月27日公示分)を掲載しました。
- 4月14日 【メンテナンスのお知らせ】
4月19日(水)19:30~24:00の間、メンテナンスのためHPへのアクセスができなくなりますので、あらかじめご了承ください。

化学物質

化学物質情報の更新情報
新規化学物質製造手続きの方法
実業法名称公表化学物質等
OHSモデルMSDS-GDS情報
OHSモデルラベル作成法
OHSとは
強い実証性が認められた化学物質
がん原性に関する指針対象物質
リスク評価実施物質
化学物質による災害事例
がん原性試験実施結果
実証性試験(エームス)染色体異常結果
日本バイオアッセイ研究センター
有害性-GHS関連用語解説
化学物質のリスクアセスメント実施支援ツール
アスベスト

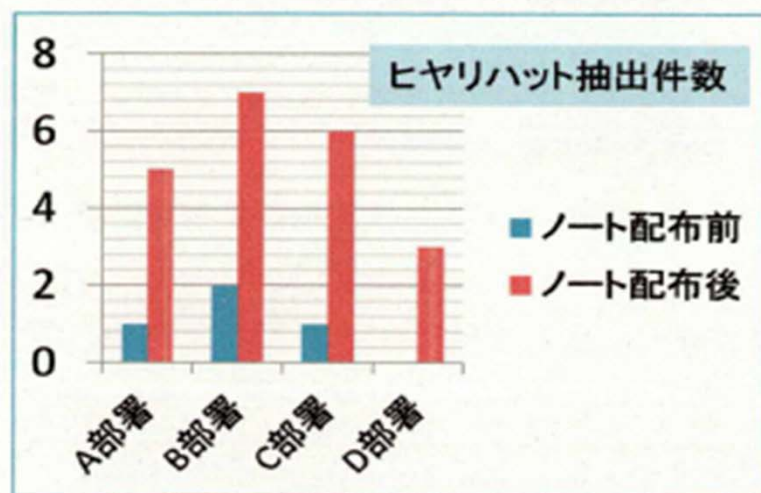
Copyright © Ministry of Health, Labour and Welfare. All Right reserved.

進化するヒヤリハット報告

ヒヤリハットがあっても報告までに至らない



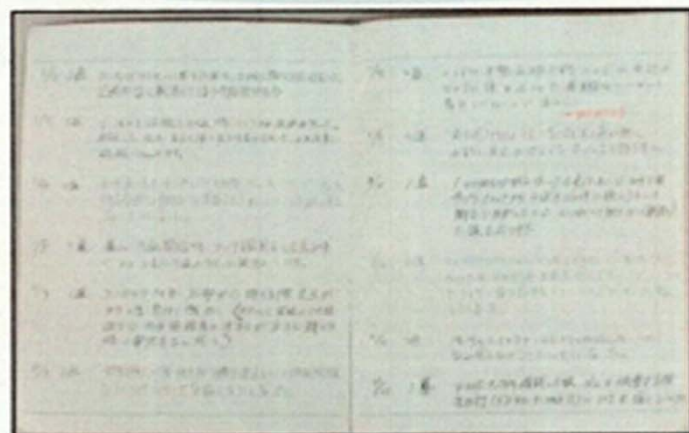
全部署にヒヤリハットノートを配布し報告しやすくする



報告内容も進化(2011~2013年)

2011年

ヒヤリハット内容のみを記入



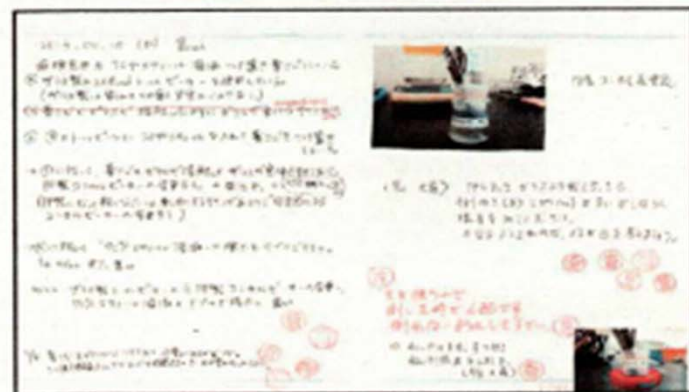
2012年

抽出されたヒヤリハットを責任者が確認



2013年

抽出⇒改善状況までの写真を添付



2013年

抽出されたヒヤリハットを一覧化

ヒヤリハット一覧					
発生	発生日時/場所	原因	防止/対応	改善内容	改善後の確認時期
1	2012.10.10 1階	作業中に工具が落ちて周囲の人に当たった	作業時、周囲に注意を促す	作業時、周囲に注意を促す	2012.10.15
2	2012.10.15 1階	作業中に工具が落ちて周囲の人に当たった	作業時、周囲に注意を促す	作業時、周囲に注意を促す	2012.10.20
3	2012.10.20 1階	作業中に工具が落ちて周囲の人に当たった	作業時、周囲に注意を促す	作業時、周囲に注意を促す	2012.10.25
4	2012.10.25 1階	作業中に工具が落ちて周囲の人に当たった	作業時、周囲に注意を促す	作業時、周囲に注意を促す	2012.11.01
5	2012.11.01 1階	作業中に工具が落ちて周囲の人に当たった	作業時、周囲に注意を促す	作業時、周囲に注意を促す	2012.11.05
6	2012.11.05 1階	作業中に工具が落ちて周囲の人に当たった	作業時、周囲に注意を促す	作業時、周囲に注意を促す	2012.11.10
7	2012.11.10 1階	作業中に工具が落ちて周囲の人に当たった	作業時、周囲に注意を促す	作業時、周囲に注意を促す	2012.11.15
8	2012.11.15 1階	作業中に工具が落ちて周囲の人に当たった	作業時、周囲に注意を促す	作業時、周囲に注意を促す	2012.11.20
9	2012.11.20 1階	作業中に工具が落ちて周囲の人に当たった	作業時、周囲に注意を促す	作業時、周囲に注意を促す	2012.11.25
10	2012.11.25 1階	作業中に工具が落ちて周囲の人に当たった	作業時、周囲に注意を促す	作業時、周囲に注意を促す	2012.12.01
11	2012.12.01 1階	作業中に工具が落ちて周囲の人に当たった	作業時、周囲に注意を促す	作業時、周囲に注意を促す	2012.12.05

サンダルの配置を床にマーキング



予めサンダルの配置を床にマーキングする事により、戻す場所がわかる



このように常にサンダルが整然と並ぶ状態を維持できるようになった。

転倒災害防止対策



階段昇降時、転倒に注意！



走らないで、一歩ずつ！

手摺りを利用しましょう！

ポケット手で歩かない！

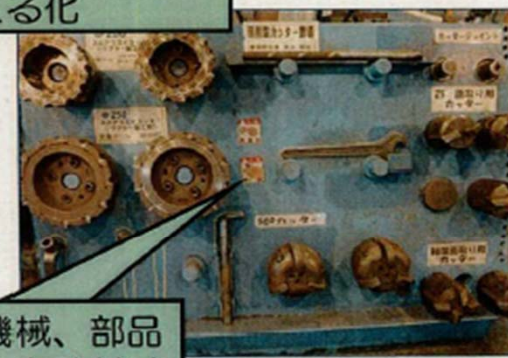
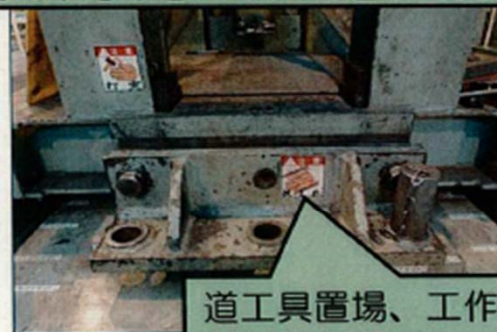
両手を物でふさがない！

(荷物の多い時は、エレベーターを利用)

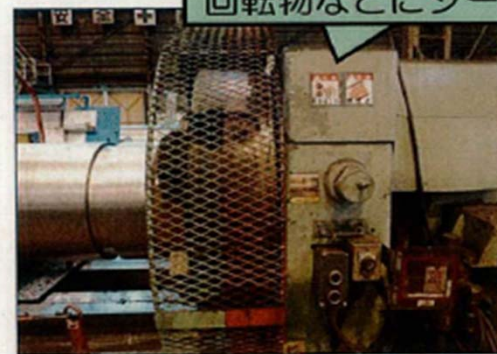
4種類のシールで危険個所を直接見える化



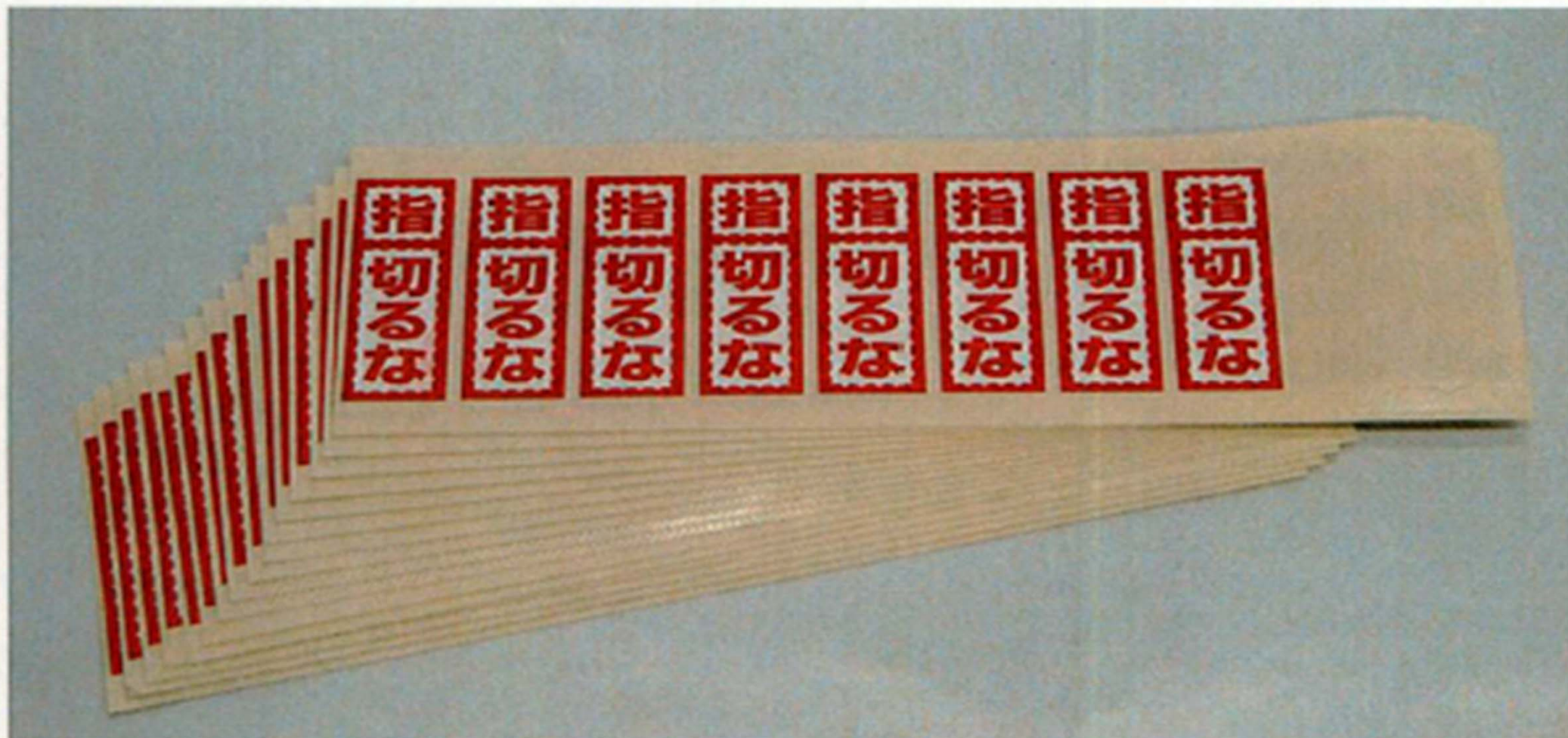
材料備品棚の扉に挟まれ危険のシール貼付け
備品の置き方を表示して整理整頓を促せる化
棚の中身は窓ガラスを通して見える化



道具置場、工作機械、部品
回転物などにシールを貼付け



シールの作成



高年齢者の労働災害防止対策

高年齢者の労働災害を防止するための「見える化」②

ゴミ分別時の切り傷



事故原因： ゴミの分別作業を軍手のみで行ったため、割れたガラス片で手を切った。

負傷部位・内容： 右手切創(通院1日)

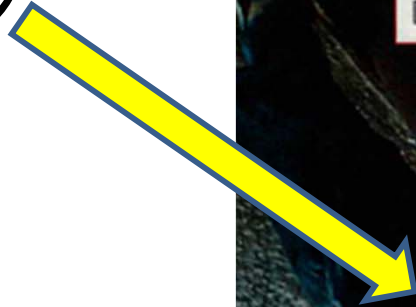
対策： ゴミの分別時には事前に内容物を確認するとともに必ずゴム手袋を着用すること。



熱中症対策



暑さに順化して
いない(表示)



通行止め表示

フォークリフト稼働状況の見える化

事業所名 | 柱上変圧器リサイクル部 (応募No.RC2)

【タイトル】 フォークリフト稼働状況の見える化

改善後



リフト注意表示

パトライト

スピーカー



をします。

「前方発進駐車」

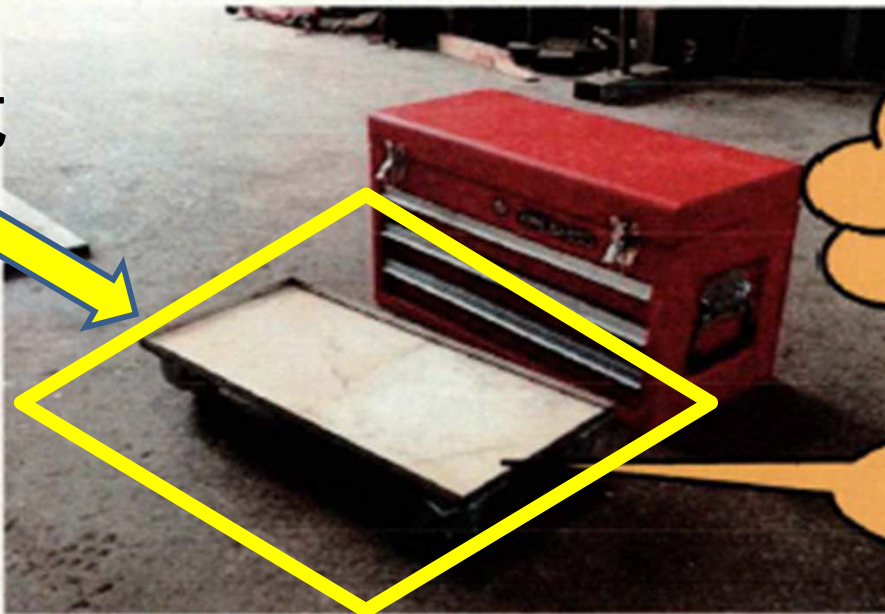
私は

〇〇〇〇〇〇(株)



腰痛予防対策

台車を作成



工具箱の重量が約10
キロあり、持ち運び
が大変だった！

工具箱専用の台車を作
成



持ち運びが楽に
なり腰痛予防に
なった

腰痛予防対策



現場オリジナル腰痛予防ヨガDVD

現場オリジナル腰痛予防ヨガDVDによる腰痛対策の『見える化』

朝礼時に使用しているプロジェクターを活用し、休憩時間後にヨガの映像を放映し、ヨガによる腰痛防止対策の見える化を行った。映像は10:30、13:00、15:30の3回放映を行った。映像は10分程度なので、休憩明けのウォーミングアップにもなり、非常に好評だった。ヨガの映像は、ヨガ講師の方に作業所に来ていただいて撮影した現場オリジナルのもので、老若男女問わず靴を履いたまま行える様に考慮したものである。



当作業所では、定期的にヨガ講習会を開催しており、腰痛防止にだけでなく、作業員と所員の結束を深める場ともなった。



化学品 「ラベルでアクション」

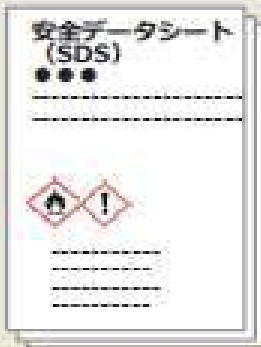


ラベルを確認して行動することで、事故を防ぐことができます。

<リスクアセスメントとは>

化学物質やその製剤の持つ**危険性**や**有害性**を特定し、それによる労働者への危険又は健康障害を生じるおそれの程度を見積り、**リスクの低減措置**を検討すること。

SDS (安全データシート)



事業者間の取引時にSDSを提供し、化学物質の危険有害性や適切な取扱い方法などを伝達

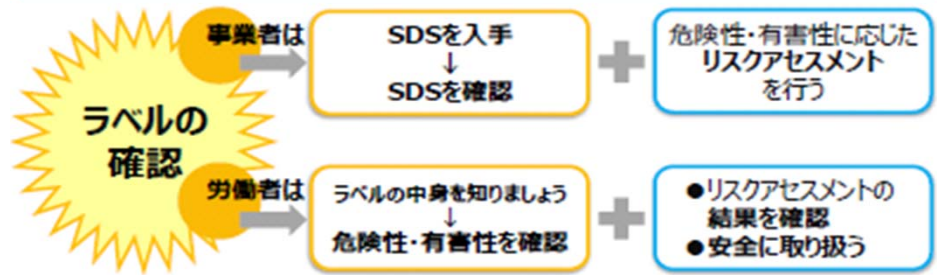
化学物質リスクアセスメントの実施が義務化されました！



GHSラベルから危険性・有害性を知り、化学品から身を守ろう！



ラベルを確認して行動することで、事故を防ぐことができます。



事業者は、リスクアセスメントを行いましょう。

大学の実験室扉に掲示する「危険・有害情報の見える化」

【ポスターの掲示例】



該当物質が少なくても
貼ります



第8次粉じん障害防止総合対策



(平成25年度～平成29年度)

◎重点事項

- 1 アーク溶接作業と岩石等の裁断等作業
- 2 金属等の研磨作業
- 3 ずい道等建設工事
- 4 離職後の健康管理

第8次粉じん障害防止総合対策について



新たにじん肺の所見がみられた労働者の数は、粉じん障害防止規則が全面施行された昭和56年と比べ、大幅に減少し、近年は200人台で推移しており、平成23年においては初めて200人を下回り(174人)、粉じん障害の防止対策の効果はあがっております。

厚生労働省では、粉じん障害防止対策をより一層推進するため、第8次粉じん障害防止総合対策(平成25年度～平成29年度)を策定しました。

今後、事業者の方におかれましては、この総合対策に基づき、粉じん障害防止のための措置を徹底するとともに、粉じん作業に従事する労働者の方も、事業者が講じる措置の実施に協力しましょう。

第8次粉じん障害防止総合対策の重点事項

- 1 アーク溶接作業と岩石等の裁断等作業に係る粉じん障害防止対策
- 2 金属等の研磨作業に係る粉じん障害防止対策
- 3 ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策
- 4 離職後の健康管理



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

石綿による環境汚染・健康障害をなくそう！

厚生労働省・国土交通省・環境省



- ◎事前の手続き等
- ◎作業員の健康を守るために
- ◎石綿粉じんを飛散させないために
- ◎資源の有効な利用確保
- ◎記録等

石綿による環境汚染・健康障害をなくそう！
厚生労働省・国土交通省・環境省

レベル1 (中心・管状物) **レベル2 (中心・管状物)** **レベル3 (中心・管状物)**

事前の手続き等	作業中の健康被害防止	粉じんの飛散防止
● 作業計画の作成、同意 ● 作業計画の作成、同意 ● 作業計画の作成、同意	● エアロゾル測定器・電圧検出器(CAT)の活用 ● 作業計画の作成、同意 ● 作業計画の作成、同意	● 作業計画の作成、同意 ● 作業計画の作成、同意 ● 作業計画の作成、同意
● 作業計画の作成、同意 ● 作業計画の作成、同意 ● 作業計画の作成、同意	● エアロゾル測定器・電圧検出器(CAT)の活用 ● 作業計画の作成、同意 ● 作業計画の作成、同意	● 作業計画の作成、同意 ● 作業計画の作成、同意 ● 作業計画の作成、同意
● 作業計画の作成、同意 ● 作業計画の作成、同意 ● 作業計画の作成、同意	● エアロゾル測定器・電圧検出器(CAT)の活用 ● 作業計画の作成、同意 ● 作業計画の作成、同意	● 作業計画の作成、同意 ● 作業計画の作成、同意 ● 作業計画の作成、同意

保護具の適切な着用



工場入口での注意喚起



重点実施項目 (日めくり)

<トークナビ>
フォークリフトや
天井クレーンの注意事項を
『音声』で注意喚起

<ピヨピヨマット>
『音』による注意喚起
入場しマットを踏むと音が出る

<標準保護具の確認>
モデル看板と鏡を設置

標準保護具の確認 (ミラーの使用)



STOP! 転倒災害
プロジェクト

転倒災害について（抄）



▶ **職場でこんなことありませんか？**



床が水で濡れていて滑った!!



梱包用のバンドにひっかかって転んだ!!



雨の日に滑って転んだ!!



階段を踏み外した!!



電源コードにひっかかって転んだ!!

▶ **仕事中なら、これらは全て労働災害です！**

まとめ

- 転倒災害には、「滑り」「つまずき」「踏み外し」の3つの典型的なパターンがあります。
- **転倒災害を防止するためには、**
 - **4 S**（整理・整頓・清掃・清潔）に取り組むこと
 - **転倒しにくい方法**で作業すること
 - 作業に適した**靴**を選び、定期的に点検すること
 - 職場の**危険マップ**を作成し、危険情報を共有すること
 - 転倒の危険性がある場所に**ステッカー**を掲示し、注意喚起すること

などが重要です。

（独）労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所では、滑りによる転倒災害を防止するための**映像教材**を作成し、**公開**していますので、参考にしてください。



映像教材は↓から閲覧することができます。

http://www.jniosh.go.jp/publication/houkoku/houkoku_2016_05.html



安全衛生優良企業 は労働者の 安全や健康を守る企業の証です

労働者が安全・健康に働くことができる環境を作ること、企業にとって不可欠です。労働者にとっても、企業にとっても、求職者にとっても、ベストな労働環境を目指して一安全衛生優良企業認定を受けませんか？



安全衛生優良企業とは？

安全衛生優良企業とは、労働者の安全や健康を確保するための対策に積極的に取り組み、高い安全衛生水準を維持・改善しているとして、厚生労働省から認定を受けた企業のことです。この認定を受けるためには、過去3年間労働安全衛生関連の重大な法違反がないなどの基本事項に加え、労働者の健康保持増進対策、メンタルヘルス対策、過重労働対策、安全管理など、幅広い分野で積極的な取組を行っていることが求められます。基準を満たした企業は、3年間の認定を受けることができ、さまざまなメリットが得られます。



厚生労働省労働基準局安全衛生部
都道府県労働局 (労働基準部健康安全主務課)



優良企業に認定されると、厚生労働省のホームページで企業名が公表されます。また、安全衛生優良企業マークが名刺や高窓などに使用でき、さまざまな場所でPRすることができます。それによって、以下のような効果が生れます。



安全衛生優良企業についての情報は、ホームページをご覧ください。
http://anzeninfo.mhlw.go.jp/shindan/shindan_index.html



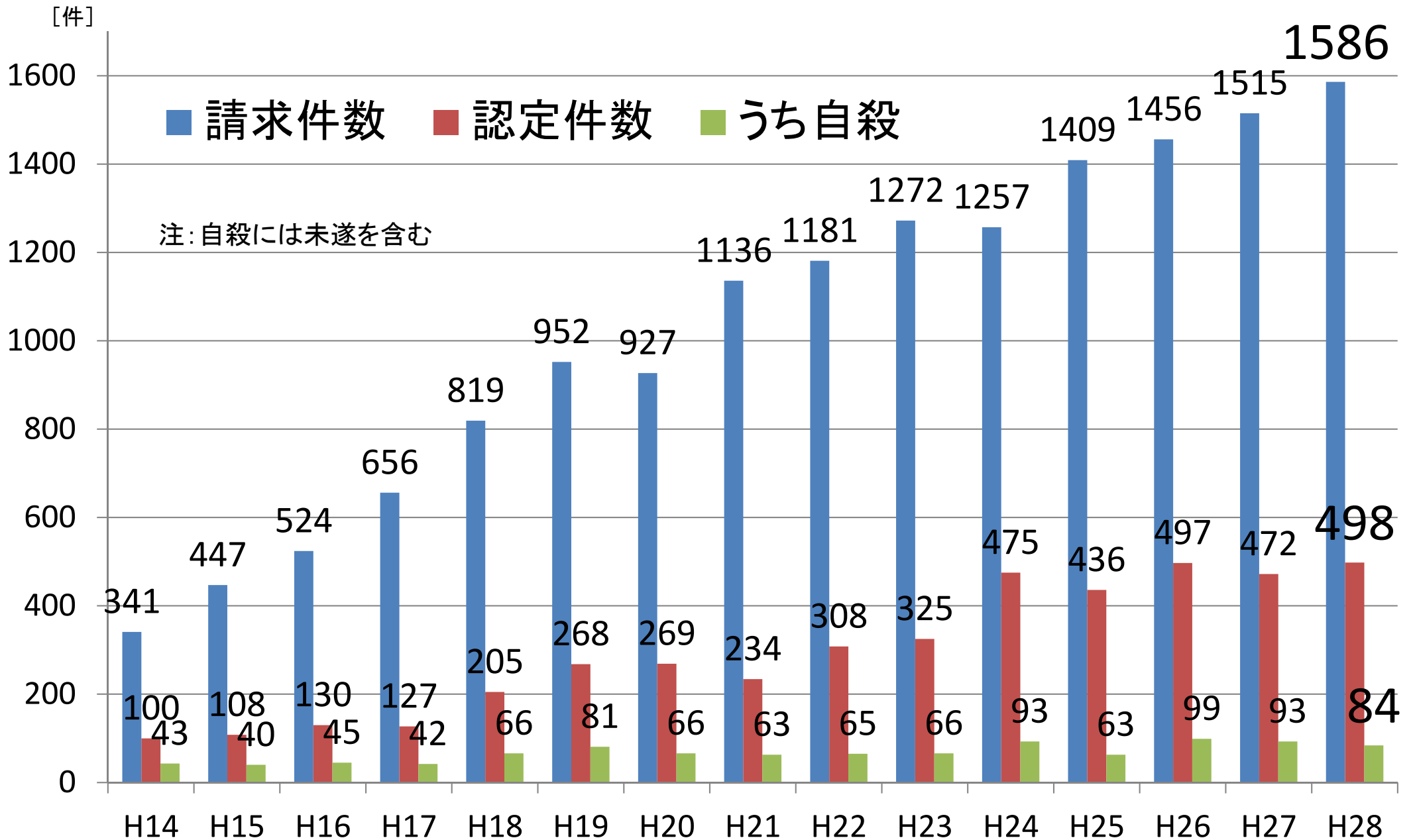
お問い合わせは  都道府県労働局労働基準部健康安全主務課へ
受付時間 8時30分から17時15分まで (土曜日・祝日・休日・年末年始を除く)

働く人の安全と健康こそ企業の業績
認定制度を活用しましょう!

本日の内容

- I 高知労働局の労働行政のあらまし（抄）
- II 第12次労働災害防止計画
- III 労働災害の発生状況・労働災害防止対策等
- IV **メンタルヘルス対策**
- V 治療と仕事の両立支援

精神障害等の労災補償状況(全国)



職場でのメンタルヘルス対策の推進

労働者の心の健康の保持増進 のための指針

(平成18年策定・平成27年改正)

労働安全衛生法第70条の2第1項に基づき、厚生労働大臣が公表した指針。職場におけるメンタルヘルス対策の原則的な実施方法を定めている。

○事業場内の体制整備

- ・衛生委員会等での調査審議
- ・心の健康づくり計画の策定
- ・事業場内メンタルヘルス推進担当者の選任 等

○4つのケア

- ・セルフケア（労働者による）
- ・ラインによるケア（管理監督者による）
- ・産業保健スタッフによるケア（産業医、衛生管理者等による）
- ・外部機関によるケア

ストレスチェック制度

(平成27年12月1日施行)

- 50人以上の事業場において、ストレスチェック（年1回）の実施及び高ストレス者への面接指導（義務）
- ストレスチェック結果の集団分析（努力義務）

事業場の取組を支援する施策

I 都道府県労働局・労働基準監督署による事業場に対する指導等の実施

- メンタルヘルス対策の具体的な取組について産業保健活動総合支援事業と連携した指導・助言

II 全国の「産業保健総合支援センター」による事業場の取組支援

- 事業者、産業保健スタッフ等からの専門的相談対応
※約105,200件の内数（平成28年度）
- 個別事業場に訪問し助言・指導の実施
※約5,900件（平成28年度）
- 職場の管理監督者に対する教育の実施
※約3,800件（平成28年度）
- 職場復帰支援プログラムの作成支援

III その他メンタルヘルス対策の実施

- 働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」を通じた情報提供、メール相談窓口、電話相談の受付 等
※アクセス件数：約370万件（平成28年度）
メール相談件数：約7,000件（平成28年度）
電話相談件数：約5,900件（平成28年度）

本日の内容

- I 高知労働局の労働行政のあらまし（抄）
- II 第12次労働災害防止計画
- III 労働災害の発生状況・労働災害防止対策等
- IV メンタルヘルス対策
- V 治療と仕事の両立支援

「働き方改革実現会議」の概要

□ 趣旨

働き方改革の実現を目的とする実行計画の策定等に係る審議に資するため、開催するもの。

□ 構成員

議長 安倍晋三 内閣総理大臣

議長代理 加藤勝信 働き方改革担当大臣

塩崎恭久 厚生労働大臣

構成員 麻生太郎副総理兼財務大臣、菅義偉官房長官、石原伸晃経済再生担当大臣兼内閣府特命担当大臣(経済財政政策)、松野博一文部科学大臣、世耕弘成経済産業大臣、石井啓一国土交通大臣

(有識者)

生稲晃子 女優

岩村正彦 東京大学大学院法学政治学研究科教授

大村功作 全国中小企業団体中央会会長

岡崎瑞穂 株式会社オーザック専務取締役

金丸恭文 フューチャー株式会社代表取締役会長兼社長グループCEO

神津里季生 日本労働組合総連合会会長

榊原定征 日本経済団体連合会会長

白河桃子 相模女子大学客員教授、少子化ジャーナリスト

新屋和代 株式会社りそなホールディングス執行役人材サービス部長

高橋 進 株式会社日本総合研究所理事長

武田洋子 株式会社三菱総合研究所政策・経済研究センター副センター長チーフエコノミスト

田中弘樹 株式会社イトーヨーカ堂 人事室 総括マネジャー

樋口美雄 慶應義塾大学商学部教授

水町勇一郎 東京大学社会科学研究所教授

三村明夫 日本商工会議所会頭

□ 進め方

第1回を平成28年9月27日に開催。

有識者議員全員から、働き方改革についての考え方、審議すべきテーマ等について発言。

安倍総理から、本会議では、当面、次のようなテーマを取り上げる旨御発言。

1. 同一労働同一賃金など非正規雇用の処遇改善
2. 賃金引き上げと労働生産性の向上
3. 時間外労働の上限規制の在り方など長時間労働の是正
4. 雇用吸収力の高い産業への転職・再就職支援、人材育成、格差を固定化させない教育の問題
5. テレワーク、副業・兼業といった柔軟な働き方
6. 働き方に中立的な社会保障制度・税制など女性・若者が活躍しやすい環境整備
7. 高齢者の就業促進
8. 病気の治療、そして子育て・介護と仕事の両立
9. 外国人材の受入れの問題

事業者の皆様へ

事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン

労働者が、がん等の病気になってしまった時、無理なく働き続けてもらうためには、どうすれば良いのだろうか・・・。

※多くの事業者が、がん等の病気を抱える従業員への対応の仕方に苦慮している状況があります。



最近では、がん等の病気になっても、治療技術の進歩等により治療をしながら働き続ける人が増えています。

しかし、事業場において治療に対する配慮や適切な措置がなければ、労働者が治療と両立して働き続けることは難しくなってしまいます。

ガイドラインでは、疾病を抱える労働者が治療と職業生活を両立できるように、事業場で必要となる支援の取組方法をまとめています。



治療と職業生活の両立支援の大切さ

- 疾病を抱える労働者が、業務によって疾病が悪化することのないよう、治療と職業生活の両立のために必要となる、一定の就業上の措置や治療に対する配慮を行うことは、「**労働者の健康確保対策**」として位置づけられます。
- さらに、事業者にとっては、継続的な人材の確保とともに、労働者のモチベーションの向上による人材の定着・生産性の向上なども期待できます。

厚生労働省ホームページでは、ガイドライン本文のほか、すぐに使える様式例や治療と職業生活の両立支援に役立つ様々な情報を掲載しています。

治療と職業生活の両立 厚生労働省

検索

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000115267.html>

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」概要

背景 治療と職業生活の両立支援が、ますます身近な課題に

- 治療技術の進歩等により、がん等の「不治の病」も「長く付き合う病気」に変化
【例】がん5年相対生存率が向上（H5～8年53.2% → H18～20年62.1%、乳がんなどは90%に達する）
- 仕事をしながら治療を続けることが可能な状況
【例】仕事をしながら、がんで通院している労働者が多数（平成22年32.5万人）
- 現状、疾病を理由に離職してしまう、または仕事のために治療を断念するケースも
【例】糖尿病患者の約8%が通院を中断、その理由は「仕事（学業）のため、忙しいから」が最多の24%
- 治療と職業生活の両立支援の対応の仕方に悩む事業場が少ない
【例】従業員が私傷病（業務に関係しないケガや病気）になった際、90%の企業が従業員の適正配置や雇用管理等に苦慮

➡ 事業場での両立支援の取組方法をガイドラインにまとめました。

両立支援を行うための環境整備 日頃から支援体制の準備を

- 衛生委員会等で調査審議の上、事業者による基本方針の表明、事業場内ルールを作成・周知
- 研修等による、労働者・管理職に対する意識啓発
- 相談窓口等の明確化
- 両立支援に活用できる休暇・勤務制度の検討・導入 など



個別の両立支援の進め方 産保センターの支援も活用できます

- ① 主治医に勤務情報を提供
- ② 就業継続の可否等の意見
- ③ 労働者が事業者へ申出
- ④ 就業上の措置等の決定および両立支援プランの作成



都道府県産業保健総合支援センターの支援を活用しましょう

都道府県の産業保健総合支援センター（産保センター）において、治療と職業生活の両立支援のための専門の相談員を配置し、以下のような支援を行っています。

- 事業者等に対する啓発セミナー
- 両立支援に取り組む事業場への個別訪問指導
- 患者（労働者）と事業者の間の個別調整支援、両立支援プランの作成等
- 産業医、産業保健スタッフ、人事労務担当者等に対する専門的研修
- 関係者からの相談対応
- 好事例の収集、情報提供
- 主治医、医療従事者に対する専門的研修

治療と仕事の両立支援に係る助成金



「治療と仕事の両立支援」 イメージキャラクター “ちりょうさ”

治療と仕事の両立支援について詳しくお知りになりたい場合は、「治療と仕事の両立支援ナビ」ポータルサイトをご覧ください。



治療と仕事の両立支援について詳しくお知りになりたい場合は、「治療と仕事の両立支援ナビ」ポータルサイトをご覧ください。



治療と仕事の両立支援ナビ

検索

<https://chiryoutoshigoto.mhlw.go.jp>

治療と
仕事の
両立支援



治療と仕事の両立支援制度を導入する 事業主に助成金を支給します！

～ 障害者雇用安定助成金（障害・治療と仕事の両立支援制度助成コース）のご案内 ～

労働者が、がん等の病気になってしまった時、無理なく働き続けてもらうためには、どうすれば良いのだろうか・・・。



がん等の病気を抱える労働者の病状や治療内容などに応じた、治療と仕事の両立を支援するための制度を導入する事業主には、**10万円の助成金**が支給されます。この助成金により、企業における労働者の雇用維持の取組を支援しています。

治療と仕事の両立支援とは？

回復・継続して治療を行う必要がある傷病を負った労働者、または障害のある労働者の、治療と仕事の両立を支援するために、企業が一定の就業上の措置を行うことをいいます。

措置の例

休暇制度：時間単位の年次有給休暇、傷病休暇・病気休暇（取得条件や取得中の処遇（賃金の支払いの有無等）は問わない）など

勤務制度：フレックスタイム制度、時差出勤制度、短時間勤務制度、在宅勤務（テレワーク）、試し出勤制度 など

助成金の対象となる労働者とは？

傷病を負った労働者、または障害のある労働者で、それぞれ次の1および2に該当する方。

<傷病を負った労働者>

1. がん、脳卒中、心疾患、糖尿病、肝炎などの回復・継続して治療が必要となる傷病を負った方で、治療と仕事の両立のために一定の就業上の措置が必要な方。
2. 治療の状況や就業継続の可否等に関する主治医の意見書において、一定の就業上の措置が必要な期間が3か月以上で、かつ、事業主に対して支援を申し出た方。

<障害のある労働者>

1. 次のいずれかに当てはまる方。
①身体障害者 ②知的障害者 ③精神障害者 ④発達障害者
⑤難治性疾患を有する方（詳しくは都道府県労働局・ハローワークへお問い合わせください）
⑥高次脳機能障害のある方
2. 障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第6条の10に規定する「就労継続支援A型」の事業における利用者でない方。



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

（裏面へ）

LL290331定障02

ご清聴ありがとうございました。

高知労働局労働基準部健康安全課